

# 小都市

## 子ども・子育て支援事業計画

### 第2期



令和2年3月

福岡県 小都市



# はじめに

小郡市では、「第5次小郡市総合振興計画」を柱とし、「人が輝き、笑顔あふれる快適緑園都市・おごおり」を将来像とし、その実現に向けた取り組みを進めています。また、保健福祉分野では、子ども・子育て支援をはじめとする各個別計画に基づき、社会福祉の増進を図ってまいりました。



しかしながら近年、急速に進行する少子化は、社会経済全体をはじめ、子どもたちを取り巻く社会環境にも多くの影響を与え、新聞やテレビ等では、連日、社会不安を反映するような、子どもを取り巻く厳しい状況が報道されています。その一方で、子育てを社会全体で支援していくための前向きな動きもみられます。家庭における負担や不安、孤立感を和らげ、安心して子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域を始め社会全体で支援していくことが必要だと考えます。

国では平成24年8月に子ども・子育て関連3法を成立させ、市町村において新たな子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。この3法の趣旨には、『子どもの最善の利益』が実現される社会をめざすとの考えを基本に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとされています。

このような背景のもと、「小郡市次世代育成支援地域行動計画」等の実績をふまえ、市における子育て支援施策の具体的かつ総合的な計画として、地域や関係機関、行政の綿密な連携のもと、安全・安心な環境のなかで、支えあいながら、それぞれの将来の夢を紡ぐことができる道標として、「小郡市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を策定し、子ども子育てに関する取り組みを推進してまいりました。この計画期間が令和元年度で満了となることに伴い、引き続き子育て支援に取り組むべく、「小郡市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定しました。

策定にあたりましては、子育てをしているご家庭に対するアンケート調査や子育てCaféなどにより、貴重なご意見を頂き、集約した上で、小郡市子ども・子育て会議でご審議をいただきました。

最後になりますが、アンケート調査などで貴重なご意見を賜りました市民の皆さま、計画策定にご尽力いただきました小郡市子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、関係者の方々に深く感謝し、心から厚くお礼を申し上げます。今後とも市民の皆さまには、小郡市の福祉行政の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

小郡市長 加地 良光



# 目次

1	計画の策定にあたって.....	1
1	1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2	2 計画の法的根拠と位置づけ.....	2
3	3 計画の期間.....	3
4	4 計画策定において踏まえるべき社会的背景.....	3
5	5 計画の策定体制と方法.....	6
2	小都市の子育てを取り巻く現状.....	7
1	1 人口・世帯の状況.....	7
2	2 人口動態・就労の状況.....	9
3	3 幼児教育・保育などの利用状況.....	11
4	4 子どもの生活状況について.....	12
3	アンケート結果の概要.....	17
1	1 教育・保育の提供.....	17
2	2 地域の中の子育て環境づくり.....	23
3	3 仕事と子育ての両立支援.....	24
4	4 子育て家庭の生活状況.....	29
4	計画の基本的な考え方.....	34
1	1 基本目標.....	34
2	2 基本方針.....	35
3	3 施策の体系.....	37
5	施策の具体的な取り組み.....	38
1	1 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり.....	38
	(1) 教育・保育事業の充実(子ども・子育て支援給付).....	38
	(2) 子育て支援事業の充実(地域子ども・子育て支援事業).....	40
2	2 おごおりっこを育む地域の中の子育て環境づくり.....	43
	(1) 子育て家庭への支援の充実.....	43
	(2) 子どもの居場所づくりの推進.....	44
	(3) 子どもにやさしいまちづくり.....	46
	(4) さまざまな家庭に対する子育て支援の充実.....	47
3	3 自らのライフスタイルにあった生き方づくり.....	50
	(1) 多様な働き方の実現.....	50
	(2) 男女共同参画社会の実現.....	51

<b>4 親子ともに健やかな成長を目指した健康づくり</b> .....	52
(1) 子どもと親の健康確保 .....	52
(2) 思春期保健対策の推進 .....	54
(3) 健康なからだづくり .....	56
(4) 「基本的生活習慣の確立」の推進 .....	56
<b>5 子どもの権利と生きる力を育む学びの場づくり</b> .....	58
(1) 子どもの権利の尊重 .....	58
(2) 乳幼児教育・保育、学校教育の充実 .....	59
(3) 人権教育・啓発の推進 .....	62
(4) 子どもの貧困対策の充実 .....	63
<b>6 量の見込みと確保方策</b> .....	65
<b>1 教育・保育の提供区域</b> .....	65
<b>2 子ども・子育て支援給付</b> .....	65
<b>3 地域子ども・子育て支援事業</b> .....	70
<b>7 計画の推進体制</b> .....	77
<b>1 計画の推進体制</b> .....	77
<b>2 計画の進行管理</b> .....	78
<b>資料編</b> .....	79

**※計画書内における漢字表記等の使い分けについて**

「子ども」・「子供」

法律、条令、事業名等で「子供」表記がされている場合以外は、「子ども」表記としています。

「障がい」・「障害」

法律、条令、事業名等で「障害」表記がされている場合以外は、「障がい」表記としています。また、病名・症名を表記する場合も「障害」と表記しています。

「平成31年度」・「令和元年度」

平成31年時点（～2019年4月）の数値については、平成31年度表記としています。

# 1

## 計画の策定にあたって



### 1 計画策定の趣旨と背景

わが国の少子化は急速に進行しており、平成 28 年の合計特殊出生率は 1.44 となっています。女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けており、結婚や出産・子育てに関する希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

国では、少子化対策を総合的に進めるため平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。次世代を担う子どもたちの育成を支援するためのさまざまな事業を展開してきましたが、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

また、平成 28 年 6 月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服などの対応策を講じていく方針が掲げられ、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月閣議決定）において、具体的な取り組みが示されました。

そのなかで、重要な取り組みの 1 つとして掲げられた「幼児教育・保育の無償化」については、実施するための根拠法となる「改正子ども・子育て支援法」が令和元年 5 月に国会で可決・成立し、令和元年 10 月から実施されることとなりました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

本市では、これまで平成 27 年 3 月に「小郡市子ども・子育て支援事業計画（第 1 期）」を策定し、子ども子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

このたび、「小郡市子ども・子育て支援事業計画（第 1 期）」が、令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に、「小郡市子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）」を策定しました。

## 2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。平成27年3月に策定された「小郡市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を引き継ぎ、上位計画である「第5次小郡市総合振興計画」や、その他関連計画との整合性を図りながら、子ども・子育て支援にかかる取り組みをまとめた計画として策定します。

また、平成26年1月施行の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「対策推進法」という。）に基づき、平成26年8月に国が「子どもの貧困対策に関する大綱」を定めており、令和元年6月には改正対策推進法が成立しました。改正対策推進法第4条の規定に基づく子どもの貧困対策に関し、本計画の中で定めます。

さらに、平成30年9月には、文部科学省より「新・放課後子ども総合プラン」についての通知が示されており、この中で、市町村においても求められる役割があるため、本計画の中で定めていきます。

### ※根拠法令：

#### 「子ども・子育て支援法第61条」

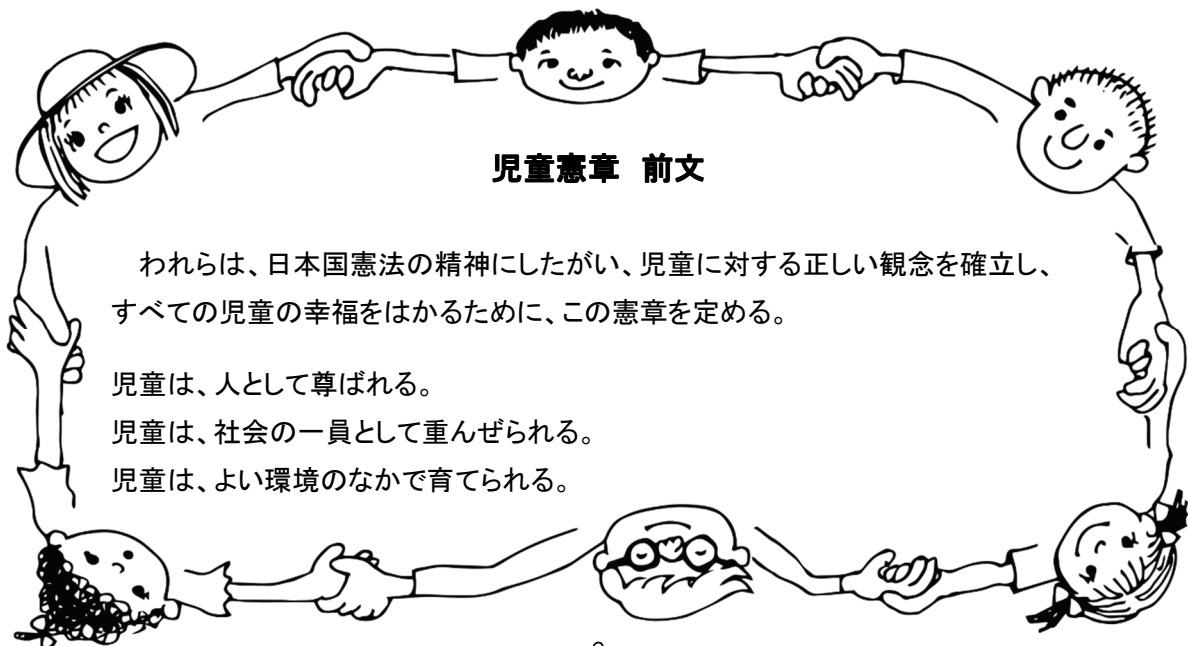
（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

#### 「子どもの貧困対策の推進に関する法律第4条」

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。





### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画の最終年度である令和6年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

(年度)

H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第1期計画		小郡市子ども・子育て支援事業計画（第2期） （本計画）							
							評価・次期計画策定	次期計画（令和7年度～）	

### 4 計画策定において踏まえるべき社会的背景

#### (1) SDGs : 「Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標」

世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための17の目標と169のターゲットとして、2015年国連で採択されました。貧困問題、気候変動や生物多様性、エネルギーなど、持続可能な社会をつくるために取り組むべきビジョンや課題が網羅されており、地域社会においても活用が求められています。

#### ●SDGs ロゴマーク



#### ●子ども・子育て分野と関連する目標

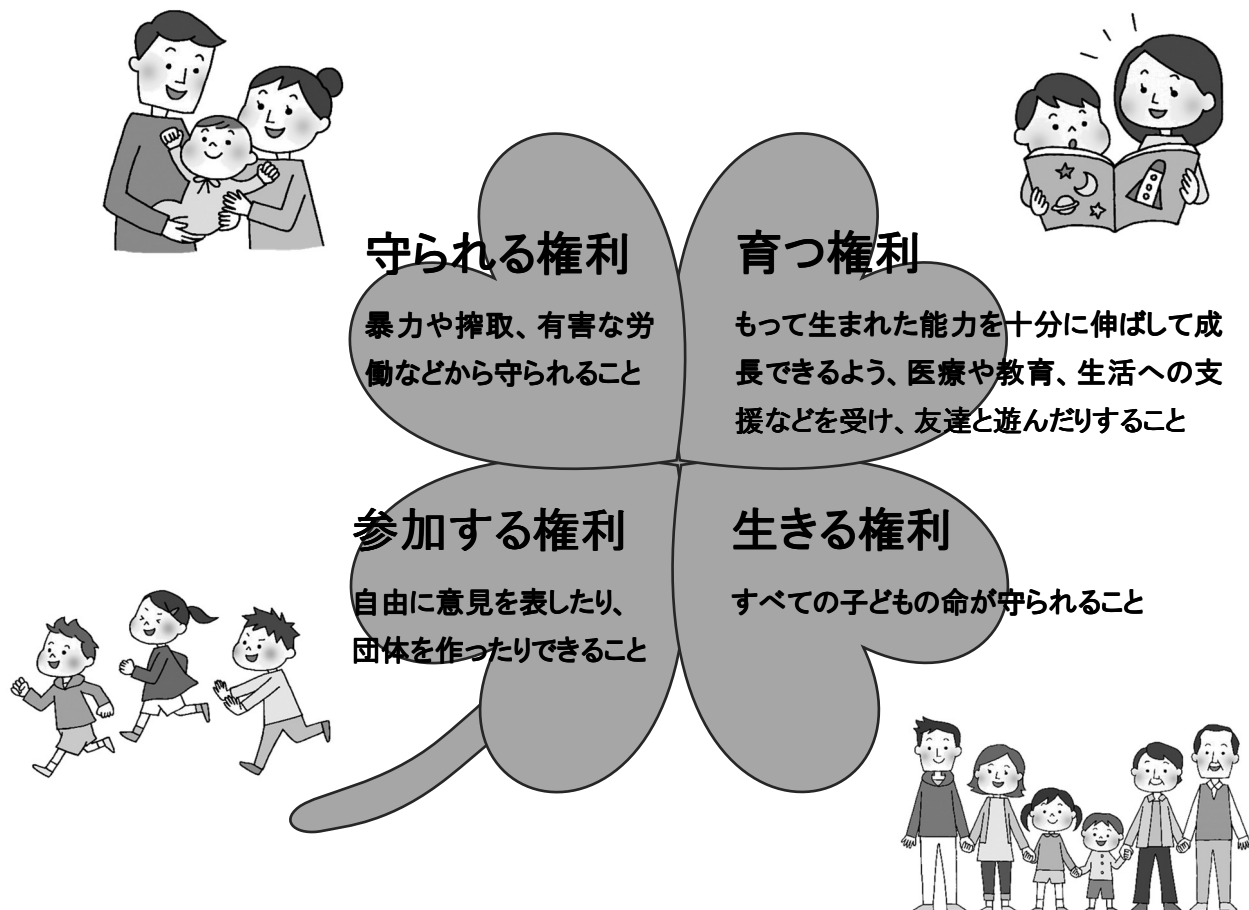
目標	内容（原文より引用）
目標1 貧困	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2 飢餓	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を推進する。
目標3 保健	あらゆる年齢すべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
目標5 ジェンダー	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び子供の能力強化を行う。
目標10 不平等	国内及び各国家間の不平等を是正する。
目標11 持続可能な都市	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

## (2) 子どもを取り巻く現状

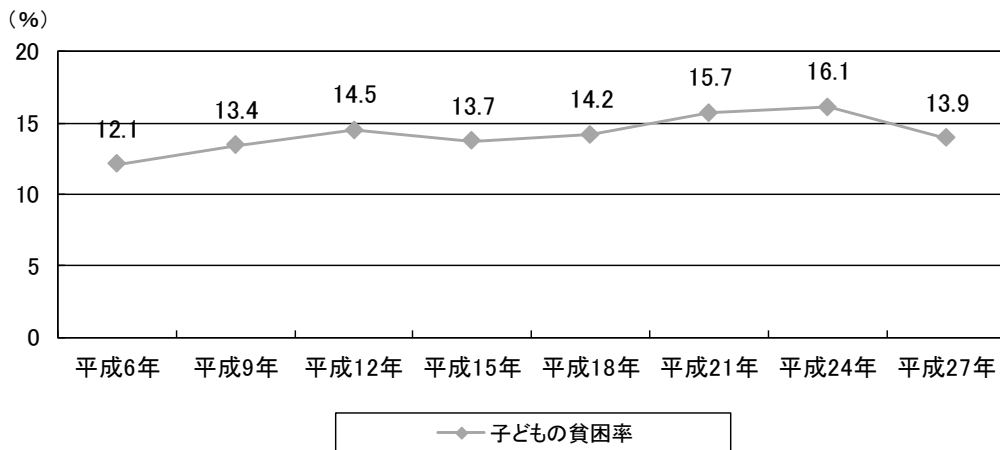
国では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、平成26年1月に施行されました。そして、この法律の規定に基づき、子どもの貧困対策に関する基本的な方針並びに子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた当面の重点施策などをとりまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が同年8月に閣議決定されました。さらに、令和元年6月、議員提出による子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第41号)が成立しました。この法律では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの現在及び将来に対して子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されました。これを踏まえて行政は、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どもの最善の利益を優先考慮し適切な支援を包括的かつ早期に講じていくことが求められています。

福岡県においては、平成28年に「福岡県子どもの貧困対策推進計画」が策定され、計画に基づいた取り組みが進められています。

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)より、  
子どもの権利は大きく分けて4つあります。



### <子どもの貧困率の推移（全国）>



資料：国民生活基礎調査（厚生労働省）

子どもの貧困対策においては、その日食べるものにも困り、衣服や住居も満足なものではない「絶対的」貧困世帯に加え、その人が住んでいる社会、時代において、通常行われる習慣や行為が経済的な理由から行えない「相対的」貧困世帯の子どものための対策を推進することを目的としています。

一般的に貧困といった場合、発展途上国などの最低限度の衣食住も満たされていない状態を思い起こし、現在においても生活保護制度などで対策が進められていますが、相対的貧困については、一定の収入はあるため、衣食住で困窮を極めるといったことはありませんが、子どもの学習塾代や部活動・クラブにかかる費用、大学進学資金などが準備できず、貧困世帯の子どもの夢や希望をあきらめざるを得ない状況が発生しています。

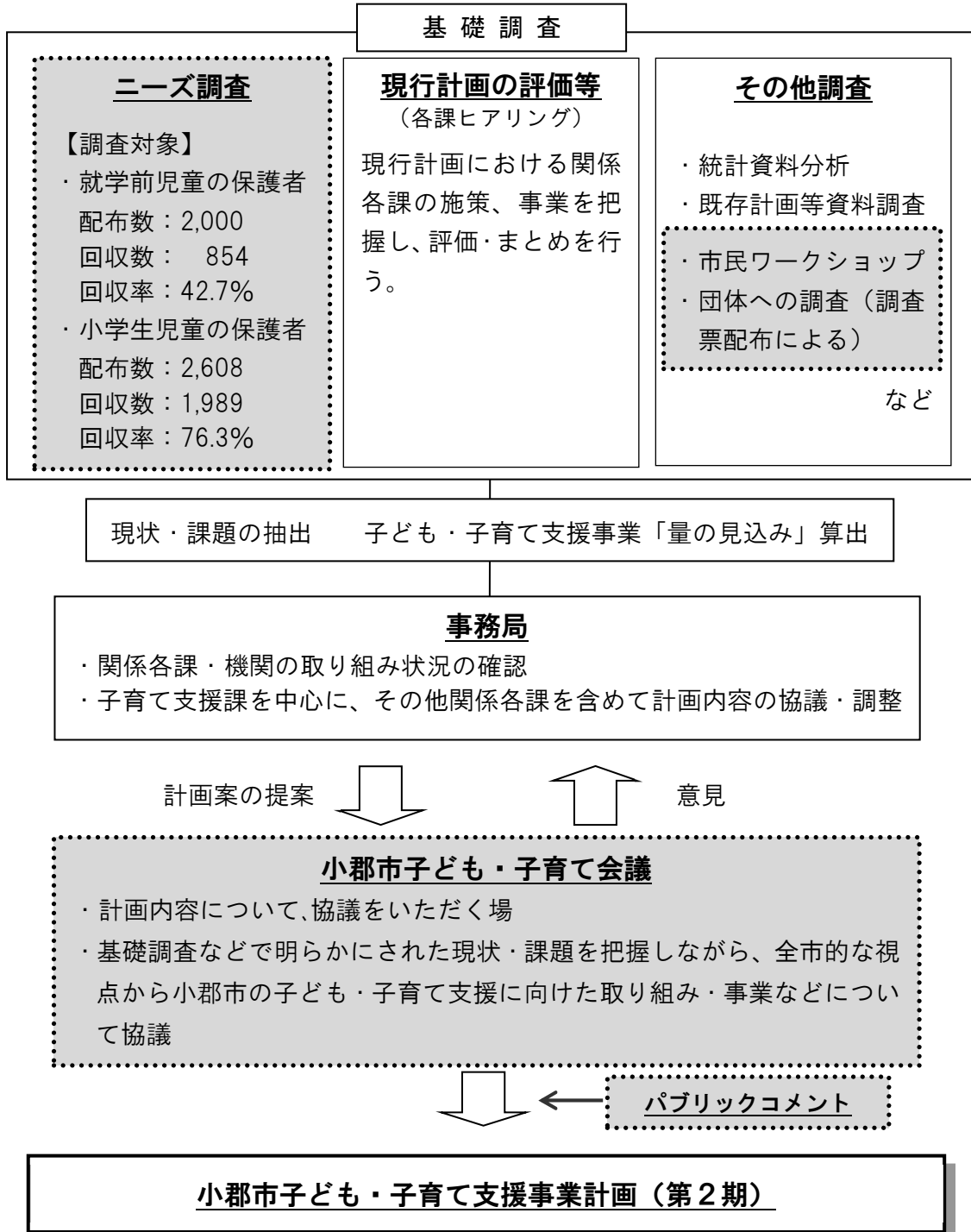
国民生活基礎調査（厚生労働省）では、平成27年時点で日本の子どもの13.9%（およそ7人に1人）が相対的貧困状態に置かれているということが明らかにされました。

#### ※相対的貧困率とは

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料などを除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない人の割合をいいます。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。これらの算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づきます。子どもの貧困率とは、相対的貧困の状態にある子ども（18歳未満）の割合を指します。

## 5 計画の策定体制と方法

本計画の策定にあたっては、小郡市子ども・子育て会議を設置し、有識者や教育・保育の関係者、市民などの意見を踏まえ検討・策定しました。



※        は、住民参加による策定プロセスを示す

# 2

## 小郡市の子育てを取り巻く現状



### 1 人口・世帯の状況

#### (1) 年齢3区分別人口構成の推移

小郡市の総人口は、平成7年の50,612人から平成27年の57,983人と20年間で7,371人増加していますが、平成22年から平成27年にかけては減少がみられます。

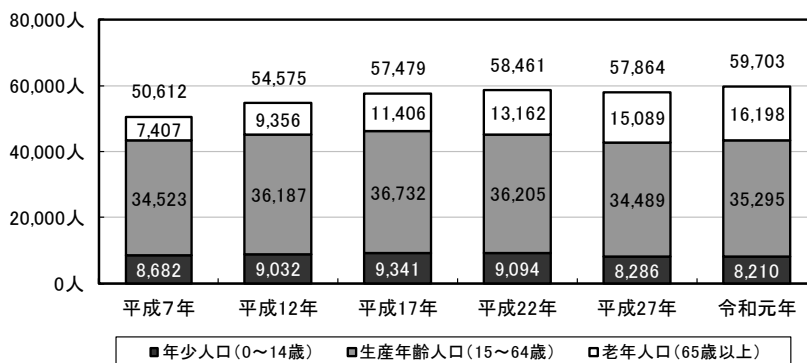
また、年齢3区分別人口構成の推移についてみると、年少人口と生産年齢人口については平成7年から平成17年にかけて増加していましたが、平成17年以降減少傾向にあり、平成27年には平成7年の人口を下回っています。一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向が続いており、平成27年には平成7年の約2倍の増加がみられます。

<年齢3区分別人口構成の推移>

単位：人

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和元年
総人口	50,612	54,583	57,481	58,499	57,983	59,703
年少人口(0~14歳)	8,682	9,032	9,341	9,094	8,286	8,210
構成比	17.2%	16.5%	16.3%	15.5%	14.3%	13.8%
生産年齢人口(15~64歳)	34,523	36,187	36,732	36,205	34,489	35,295
構成比	68.2%	66.3%	63.9%	61.9%	59.5%	59.1%
老年人口(65歳以上)	7,407	9,356	11,406	13,162	15,089	16,198
構成比	14.6%	17.1%	19.8%	22.5%	26.0%	27.1%
年齢不詳	0	8	2	38	119	

<年齢3区分別人口構成の推移>



※グラフに表記されている合計値は年齢不詳を含まない  
資料：国勢調査 令和元年は住民基本台帳（10月1日時点）

## (2) 世帯構成の推移

世帯構成の推移についてみると、一般世帯総数は平成7年から平成27年にかけて増加傾向にあり、5,686世帯増加しています。

また、核家族世帯総数は平成7年から平成27年にかけて3,787世帯増加しており、一世帯あたり人員数についても減少していることから、核家族化が進行していることがうかがえます。

### <世帯構成の推移>

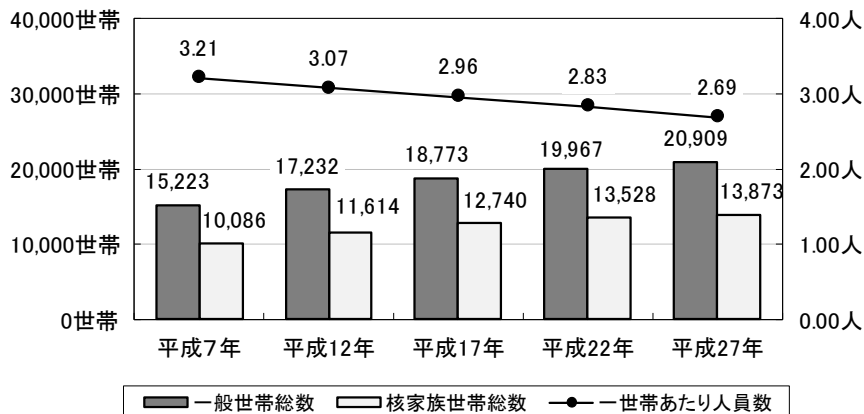
単位：世帯

	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯	一般世帯人員数
		核家族世帯総数				その他の親族世帯					
		夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども						
平成7年	15,223	12,939	10,086	2,722	6,220	147	997	2,853	13	2,271	48,927人
平成12年	17,232	14,400	11,614	3,358	6,847	178	1,231	2,786	46	2,786	52,968人
平成17年	18,773	15,452	12,740	3,804	7,181	218	1,537	2,712	66	3,255	55,531人
平成22年	19,967	16,046	13,528	4,198	7,405	249	1,676	2,518	104	3,815	56,542人
平成27年	20,909	16,114	13,873	4,536	7,332	260	1,745	2,241	97	4,692	56,278人

資料：国勢調査

※「一般世帯総数」は寮や寄宿舎に住む学生と生徒、病院や療養所の入院者、老人ホームや児童保護施設、自衛隊営舎の居住者、そのほか定まった住居を持たない世帯などを含まない。平成22年、平成27年は世帯の家族類型「不詳」を一般世帯数に含む。

### <核家族世帯などの推移>



資料：国勢調査

### (3) 6歳未満・18歳未満の親族（子ども）のいる核家族世帯の推移

6歳未満・18歳未満の親族（子ども）のいる核家族世帯の推移についてみると、18歳未満の親族（子ども）のいる核家族世帯数は平成22年にかけて増加傾向にありましたが、平成27年では減少しており、4,746世帯となっています。

また、6歳未満の親族（子ども）のいる核家族世帯数は、平成17年から平成27年にかけて減少しており、1,738世帯となっています。

＜6歳未満・18歳未満の親族（子ども）のいる核家族世帯の推移＞

単位：世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数 ①	15,223	17,232	18,773	19,967	20,909
6歳未満の親族（子ども）のいる核家族世帯数 ②	1,505	1,801	1,932	1,902	1,738
構成比 ②/①	9.9%	10.5%	10.3%	9.5%	8.3%
18歳未満の親族（子ども）のいる核家族世帯数 ③	4,041	4,468	4,785	4,985	4,746
構成比 ③/①	26.5%	25.9%	25.5%	25.0%	22.7%

資料：国勢調査

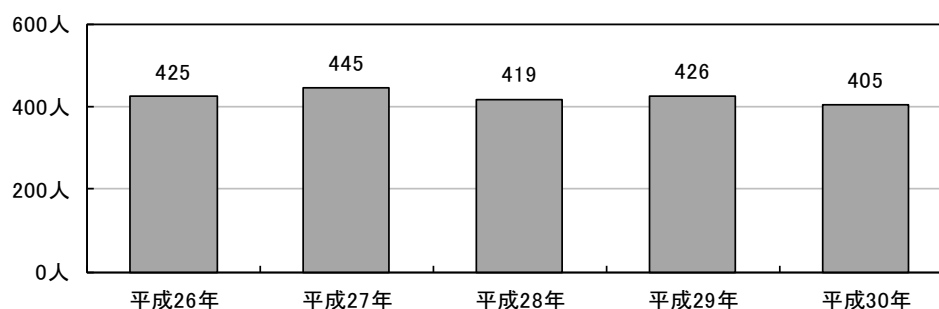
## 2 人口動態・就労の状況

### (1) 出生数・出生率の推移

出生数の推移についてみると、平成26年から平成30年にかけて増減がみられ、平成30年では405人となっています。

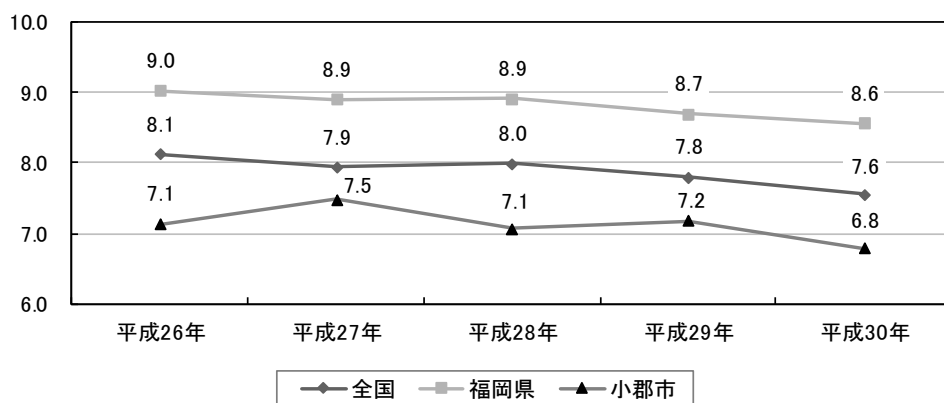
また、出生率（人口千人対）の推移について全国・福岡県と比較すると、各年で全国・福岡県を下回っており、平成26年以降増減を繰り返しています。

＜出生数の推移＞



資料：人口動態統計

＜出生率の推移（全国・福岡県との比較）＞

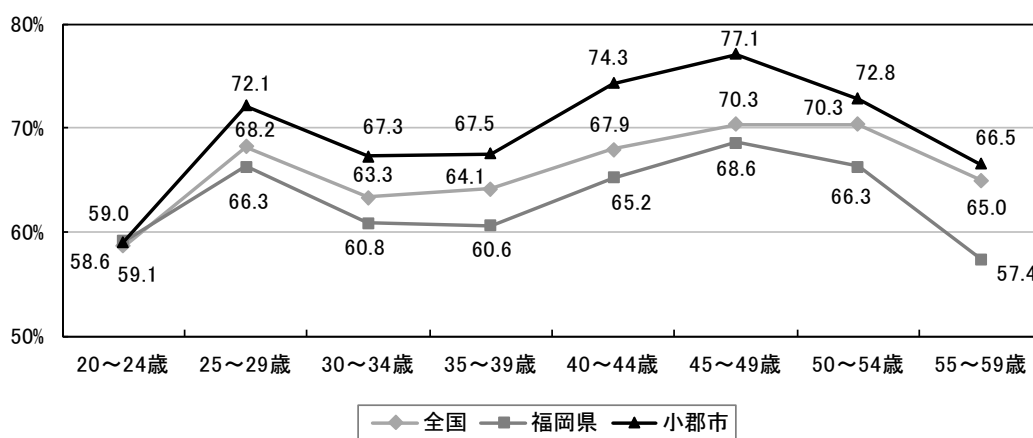


資料：人口動態統計

## （２）女性の就労状況

平成 27 年の女性の年齢別就業率の推移について、全国・福岡県と比較すると、25～29 歳以降で全国・福岡県を上回る数値となっています。

＜平成 27 年の女性の年齢別就業率の推移（全国・福岡県との比較）＞



資料：国勢調査



### 3 幼児教育・保育などの利用状況

#### (1) 幼児教育・保育の利用者数

教育利用者数の推移をみると、平成 27 年度では 871 人、平成 30 年度では 865 人と増減はありながらも横ばいとなっています。保育利用者数の推移をみると、各年齢において増加傾向となっており、合計は平成 27 年度では 1,217 人となっておりましたが、平成 30 年度には 1,339 人となっています。

単位:人		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
教育利用		871	802	861	865
保育 利用	合計	1,217	1,212	1,250	1,339
	3～5歳	691	685	709	732
	1・2歳	400	405	403	455
	0歳	126	122	138	152

資料：小郡市

#### (2) 放課後児童クラブ（学童保育所）の利用者数

放課後児童クラブ（学童保育所）の利用者数の推移をみると、合計利用者数は年々増加しています。学年別にみると、特に 1 年生と 4 年生において大きく増加しており、1 年生は平成 26 年度から平成 31 年度にかけて 52 人増加しており、4 年生は平成 30 年度に施設整備を行ったため、平成 30 年度の 29 人から大きく増加して、平成 31 年度には 76 人となっています。

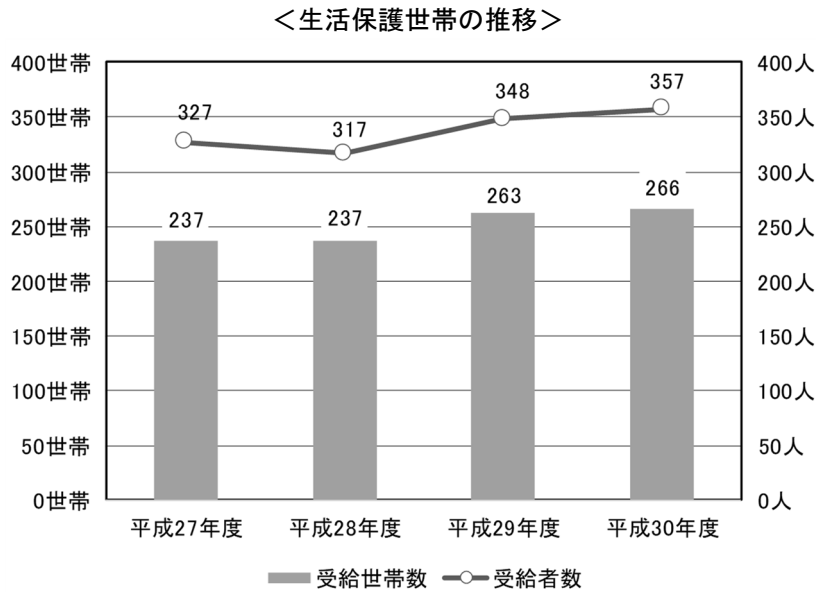
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 年生	177	200	190	183	181	229
2 年生	177	153	173	176	180	173
3 年生	131	148	131	148	138	155
4 年生	17	8	21	17	29	76
5 年生	11	8	5	10	6	22
6 年生	1	6	4	2	6	9
合計	514	523	524	536	540	664

資料：小郡市

## 4 子どもの生活状況について

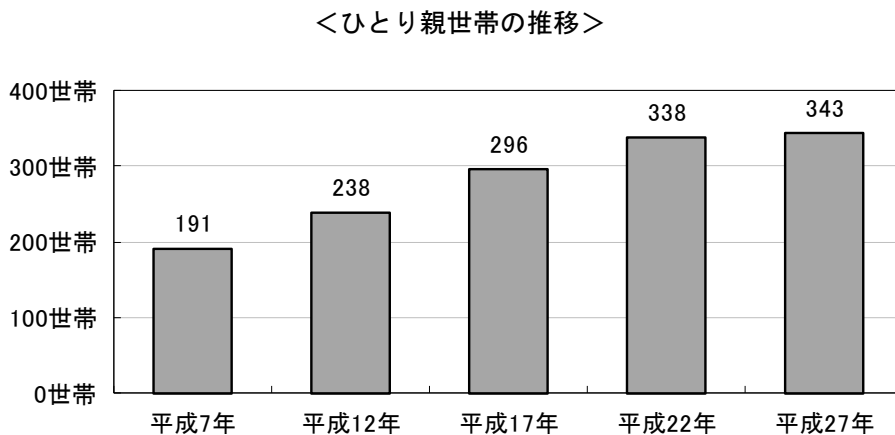
### (1) 生活保護世帯の状況

生活保護受給者数をみると、平成27年度では327人でしたが、平成30年度には357人まで増加しています。受給世帯数をみると、平成27年度では237世帯でしたが、平成30年度には266世帯まで増加しています。

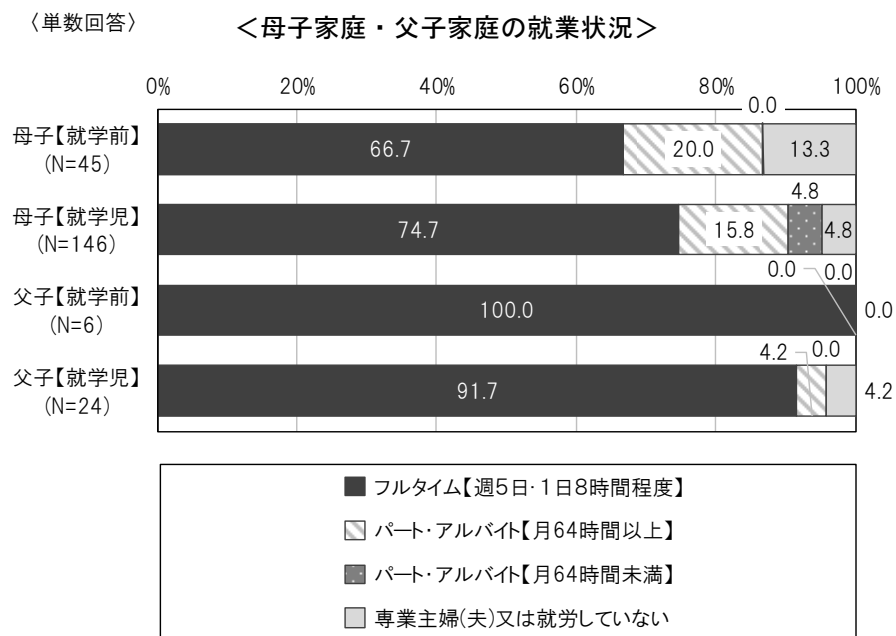


### (2) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯（未婚・死別または離別の女親、男親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯）の推移についてみると、平成7年から平成27年にかけて増加傾向にあり、平成27年では343世帯となっています。



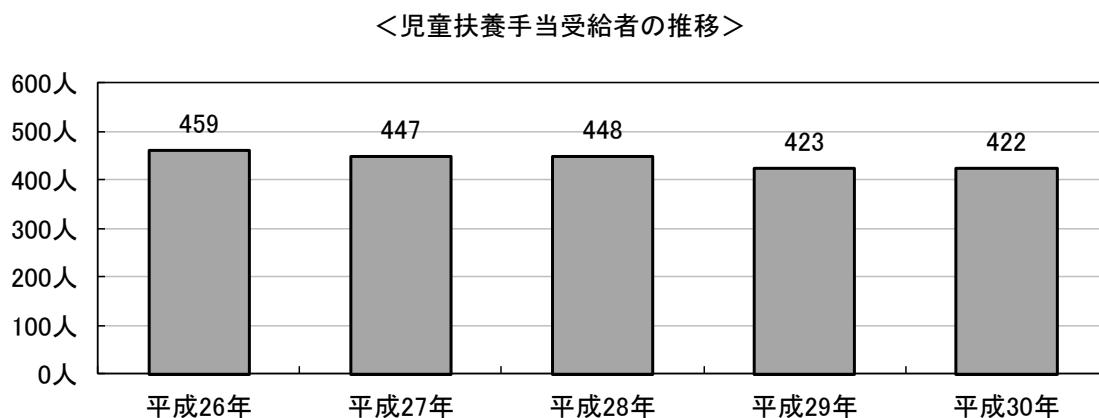
母子家庭・父子家庭の就業状況については、母子家庭、父子家庭ともに「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が最も高くなっています。また、母子家庭では就学前、就学児ともに「パート・アルバイト【月64時間以上】」が約2割となっています。母子家庭の就学前では「専業主婦（夫）又は就労していない」が13.3%と比較的高くなっています。



資料 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果  
※不明・無回答を除いて集計

### (3) 児童扶養手当受給者の推移

経済的に厳しいと言われているひとり親世帯の状況について、「児童扶養手当」の受給者数をみると、「児童扶養手当」の受給者は、平成26年以降は減少しており、平成30年は422人となっています。



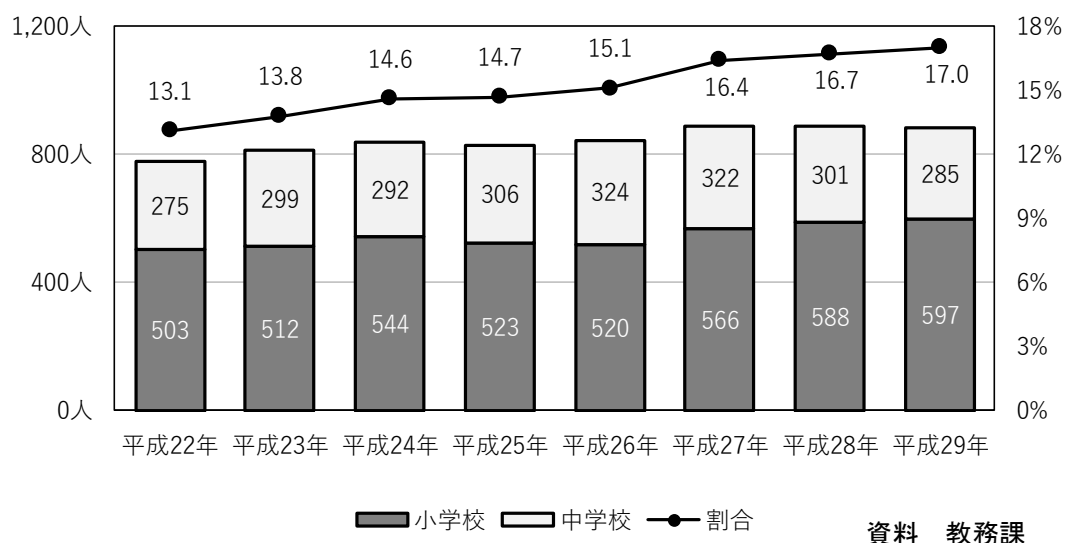
資料 子ども育成課

#### (4) 要保護及び準要保護児童生徒数の推移

市町村が実施する就学援助の対象は、生活保護の対象となる要保護児童生徒と、要保護児童生徒に準ずるものとして市町村が認定する準要保護児童生徒となります。

要保護及び準要保護児童生徒数の割合は年々増加している傾向にあり、平成29年時点では、小中学校合わせて882人となっています。

<要保護及び準要保護児童生徒数の推移>



## ※子どもの生活状況に関する参考指標

国の「子供の貧困対策に関する大綱」に示される指標のうちいくつかを抜粋し、小郡市のデータとともに記載しています。

指標		小郡市	全国	
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率		100.0%	93.7%	H30
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率		0.0%	4.1%	H30
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率		0.0%	36.0%	H30
ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等) ※ニーズ調査結果から集計		93.8%	81.7%	H28
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	100.0%	50.9%	H30
	中学校	100.0%	58.4%	H30
スクールカウンセラーの配置率	小学校	100.0%	67.6%	H30
	中学校	100.0%	89.0%	H30
就学援助制度に関する周知状況		100.0%	65.6%	H29
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	100.0%	47.2%	H30
	中学校	100.0%	56.8%	H30
電気、ガス、水道料金の未払い経験 (ひとり親世帯) ※ニーズ調査結果(就学児)から、公共料金を払えないことが「よくあった」「ときどきあった」人の割合を集計	電気料金	15.5%	14.8%	H29
	ガス料金		17.2%	H29
	水道料金		13.8%	H29
電気、ガス、水道料金の未払い経験 (子供がある全世帯) ※ニーズ調査結果(就学児)から、公共料金を払えないことが「よくあった」「ときどきあった」人の割合を集計	電気料金	6.8%	5.3%	H29
	ガス料金		6.2%	H29
	水道料金		5.3%	H29

指標		小都市	全国	
食料又は衣服が買えない経験(ひとり親世帯) ※ニーズ調査結果(就学児)から、必要な食糧・衣服を買えないことが「よくあった」「ときどきあった」人の割合を集計	食料が買えない経験	19.1%	34.9%	H29
	衣服が買えない経験	25.0%	39.7%	H29
食料又は衣服が買えない経験(子供がある全世帯) ※ニーズ調査結果(就学児)から、必要な食糧・衣服を買えないことが「よくあった」「ときどきあった」人の割合を集計	食料が買えない経験	9.5%	16.9%	H29
	衣服が買えない経験	13.6%	20.9%	H29
子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合(ひとり親世帯) ※ニーズ調査結果から集計		【未就学児】 8.3%	重要な事柄の相談 8.9%	H29
		【就学児】 17.3%	いざという時のお金の援助 25.9%	
ひとり親家庭の親の就業率 ※ニーズ調査結果から集計	母子世帯	【未就学児】 86.7% 【就学児】 95.3%	80.8%	H27
	父子世帯	【未就学児】 100.0% 【就学児】 95.9%	88.1%	H27
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 ※ニーズ調査結果から集計。小都市の数値は「フルタイムで働く人」の割合を記載している。	母子世帯	【未就学児】 66.7% 【就学児】 74.7%	44.4%	H27
	父子世帯	【未就学児】 100.0% 【就学児】 91.7%	69.4%	H27

# 3 アンケート結果の概要



※グラフの「N=」のNは、回答者数を表示しています。

## 1 教育・保育の提供

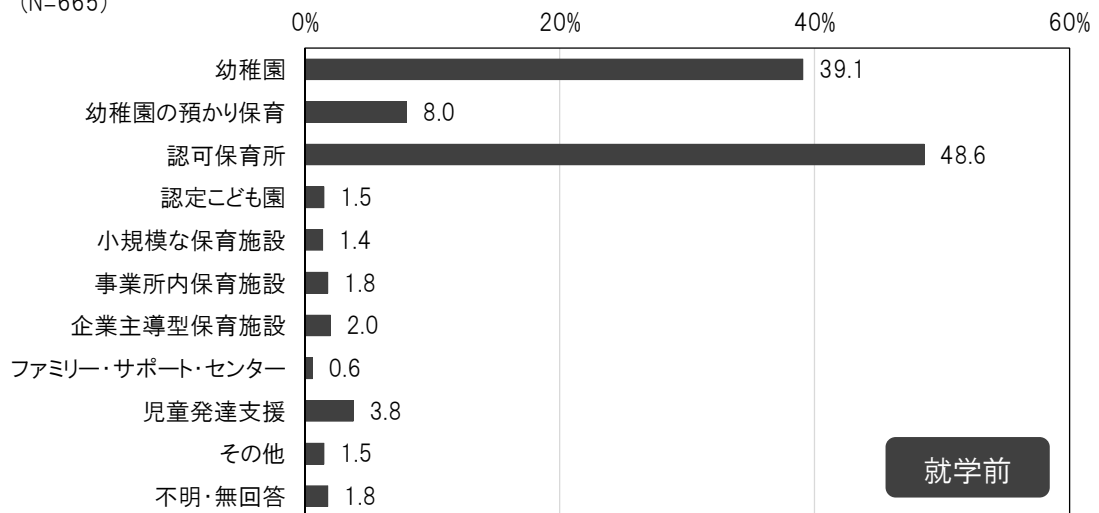
### (1) 教育・保育事業について

#### ①平日の定期的な教育・保育事業などの利用状況について

定期的な教育・保育事業の利用状況については、「認可保育所」「幼稚園」の割合が高くなっています。また、今後の利用希望について（次ページ参照）も、無償化前、無償化後ともに、「認可保育所」「幼稚園」の割合が高くなっています。

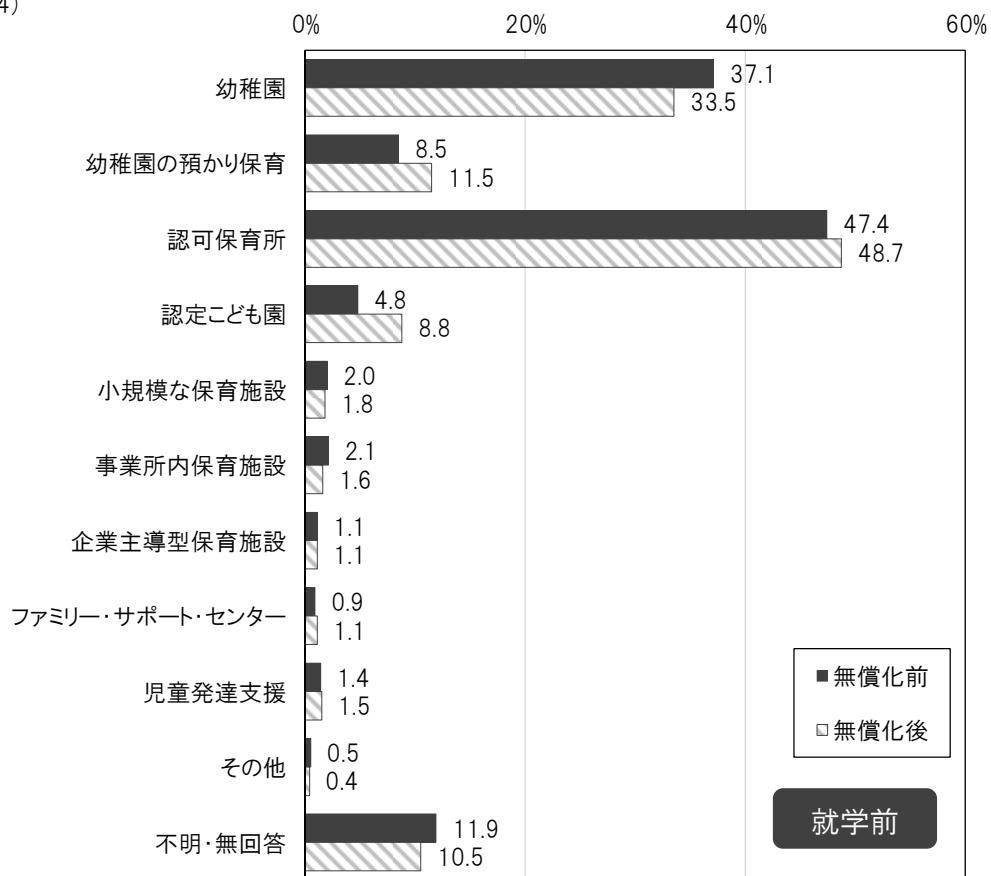
#### ■平日の利用状況

〈複数回答〉  
(N=665)



■無償化前、無償化後の平日の教育・保育事業の利用希望

〈複数回答〉  
(N=854)





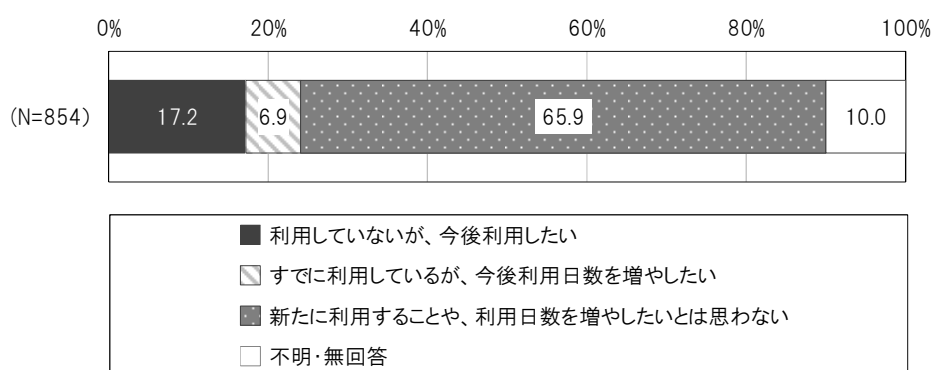
## (2) 子育て支援事業について

### ①子育て支援事業の利用状況について

子育て支援事業の利用希望については、「新たに利用することや、利用日数を増やしたいとは思わない」が65.9%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が17.2%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が6.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が6.9%となっています。

#### ■地域子育て支援事業の利用希望

〈単数回答〉



就学前

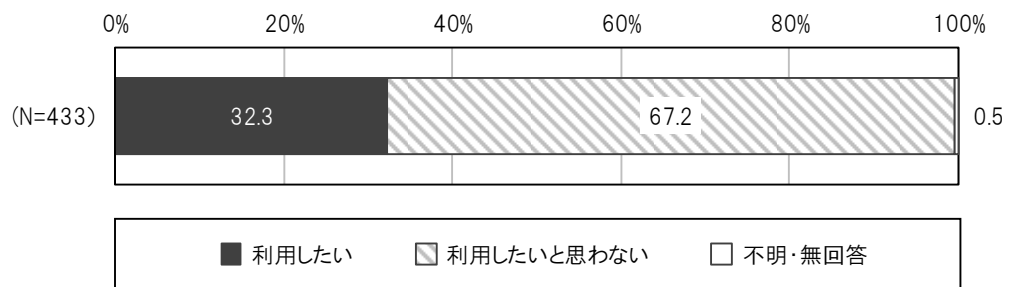
## ②病児・病後児保育について

病児・病後児保育施設などの利用希望については、就学前、就学児ともに「利用したいと思わない」の割合が高くなっています。また、「利用したい」と回答した人の割合は、就学児よりも就学前の方が高くなっています。

### ■病児・病後児保育施設などの利用希望

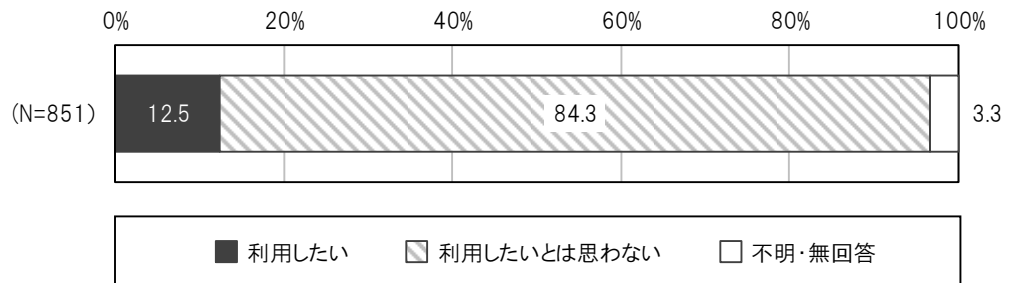
#### 就学前

〈単数回答〉



#### 就学児

〈単数回答〉



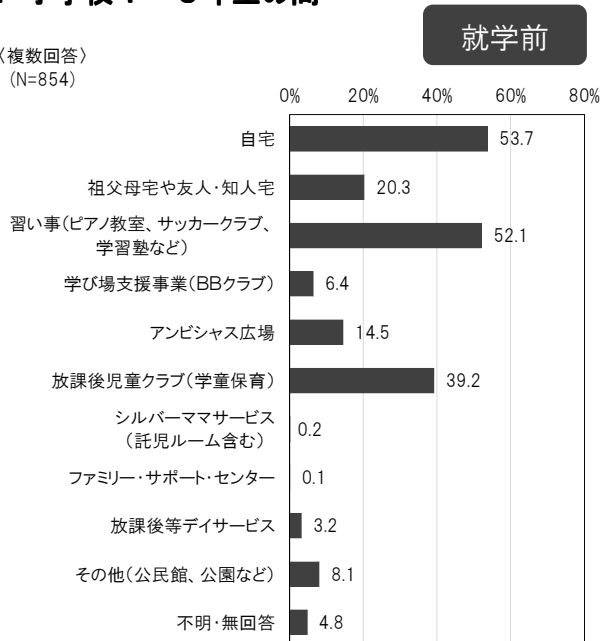
### ③放課後の過ごし方について

放課後の過ごし方の希望については、就学前、就学児の1～3年生、4～6年生ともに「自宅」が最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」となっています。

#### ■放課後の過ごし方の希望

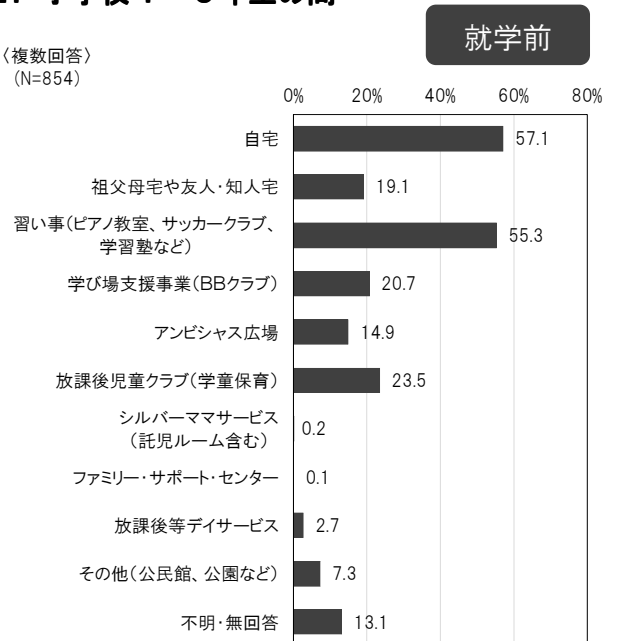
##### 1. 小学校1～3年生の間

〈複数回答〉  
(N=854)



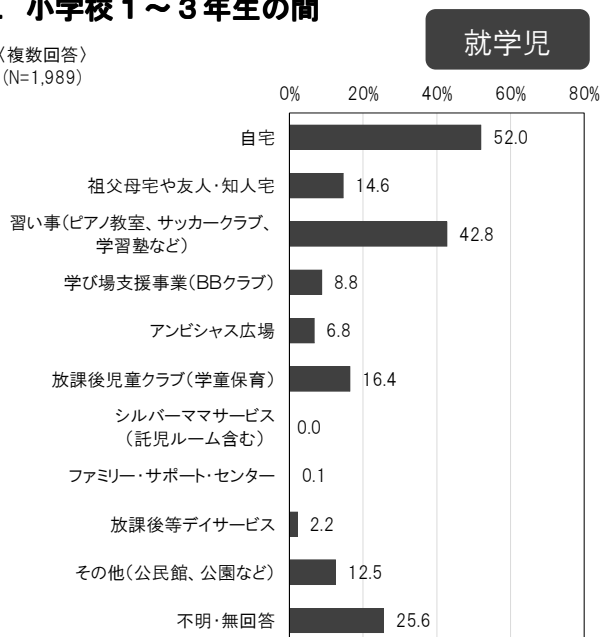
##### 2. 小学校4～6年生の間

〈複数回答〉  
(N=854)



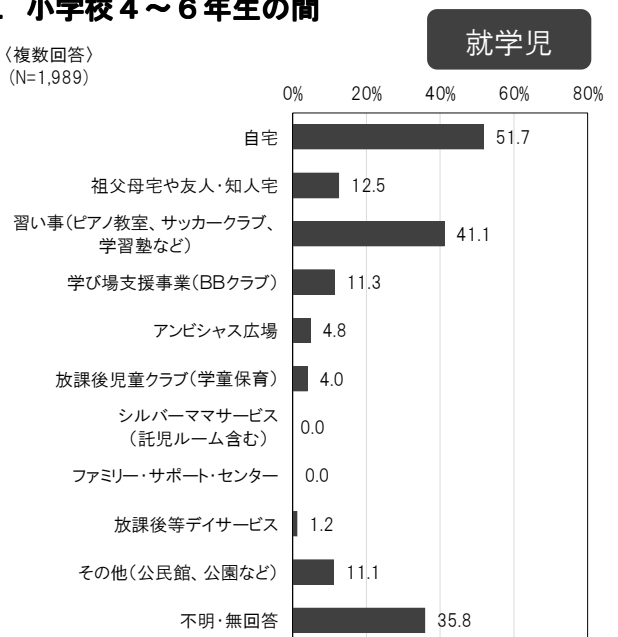
##### 1. 小学校1～3年生の間

〈複数回答〉  
(N=1,989)



##### 2. 小学校4～6年生の間

〈複数回答〉  
(N=1,989)



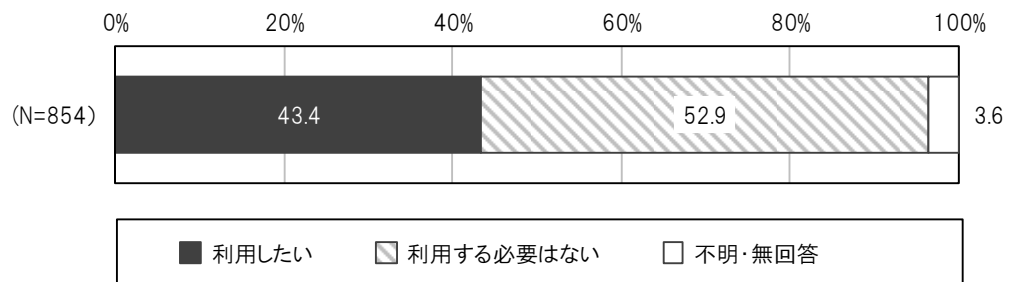
#### ④お子さんの「不定期」の預かりなどの利用について

一時預かりなどの利用希望については、就学前、就学児ともに「利用する必要はない」の割合が高くなっています。また、「利用したい」と回答した人の割合は、就学児よりも就学前の方が高くなっています。

##### ■一時預かりなどの利用希望

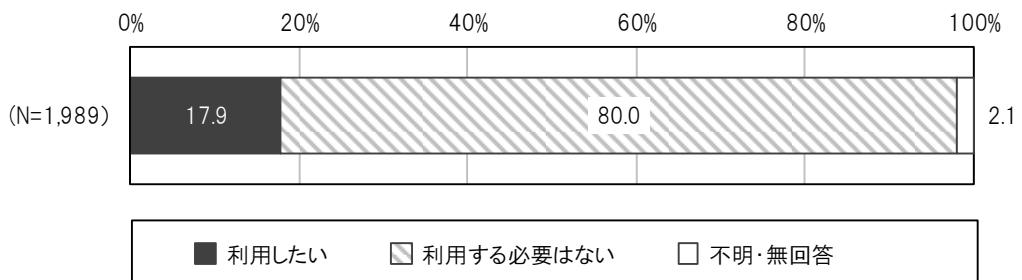
###### 就学前

〈単数回答〉



###### 就学児

〈単数回答〉



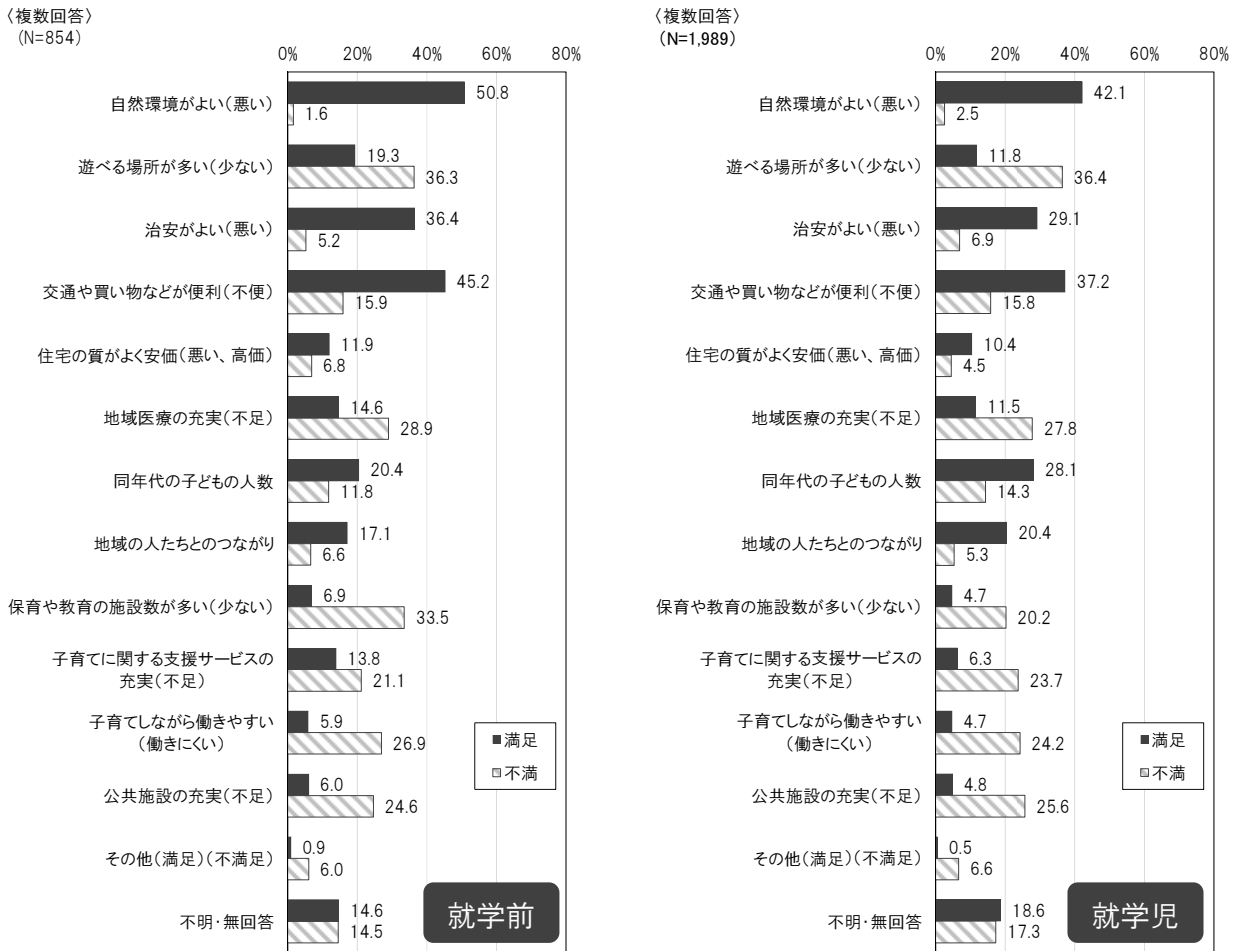
## 2 地域の中の子育て環境づくり

### ①これからの子ども・子育て支援全般について

満足な点では、就学前、就学児ともに「自然環境がよい」が最も高く、次いで「交通や買い物などが便利」となっています。

不満な点では、就学前、就学児ともに「遊べる場所が少ない」が最も高く、次いで、就学前では「保育や教育の施設数が少ない」、就学児では「地域医療の不足」となっています。

### ■子育ての環境や支援についての満足な点、不満な点



### 3 仕事と子育ての両立支援

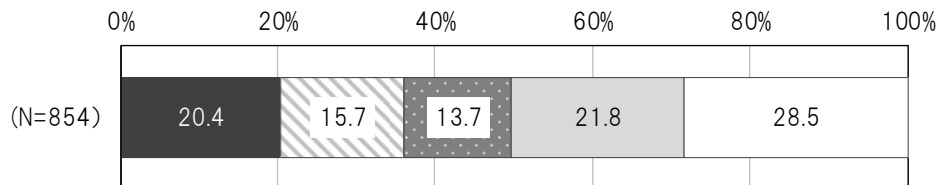
#### ①母親の就労状況について

母親の1年以内の就労の希望については、就学前では「専業主婦（夫）又は就労していない」が最も高く、次いで「フルタイム【週5日 1日8時間程度】 ※時短含む」となっています。就学児では「パート・アルバイト【月64時間以上】」が最も高く、次いで「フルタイム【週5日 1日8時間程度】」となっています。

#### ■ 1年以内の希望

##### 就学前

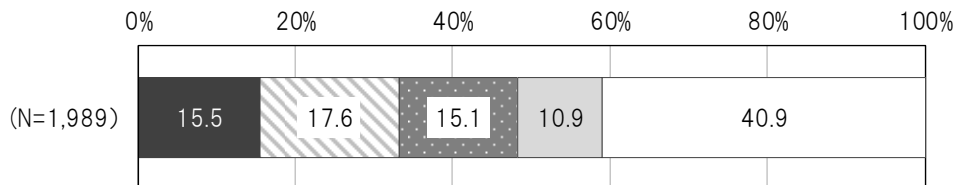
〈単数回答〉



- フルタイム【週5日・1日8時間程度】 ※時短含む
- ▨ パート・アルバイト【月64時間以上】
- パート・アルバイト【月64時間未満】
- 専業主婦(夫)又は就労していない
- 不明・無回答

##### 就学児

〈単数回答〉



- フルタイム【週5日・1日8時間程度】
- ▨ パート・アルバイト【月64時間以上】
- パート・アルバイト【月64時間未満】
- 専業主婦(夫)または就労していない
- 不明・無回答

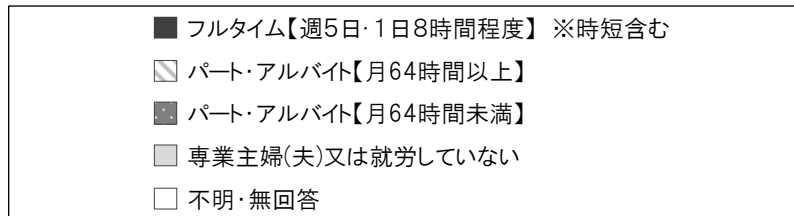
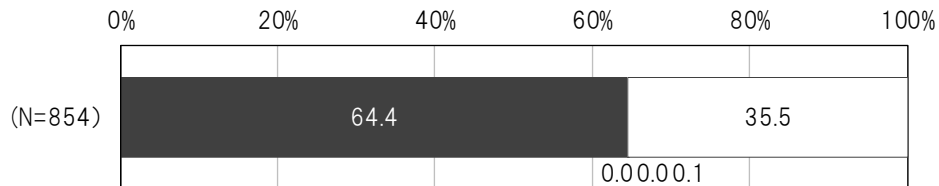
## ②父親の就労状況について

父親の1年以内の就労の希望については、就学前・就学後ともに「フルタイム【週5日1日8時間程度】 ※時短含む」が最も高くなっています。

### ■ 1年以内の希望

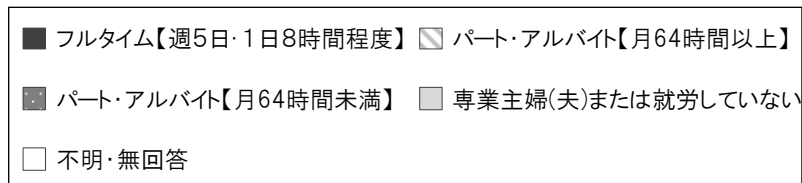
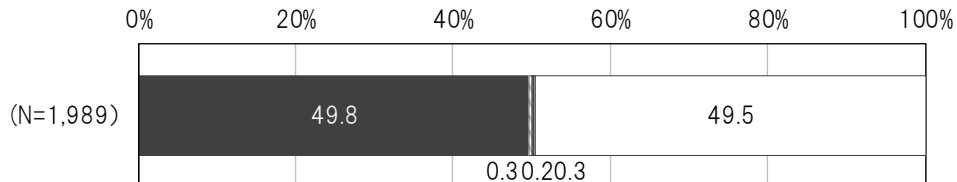
#### 就学前

〈単数回答〉



#### 就学児

〈単数回答〉



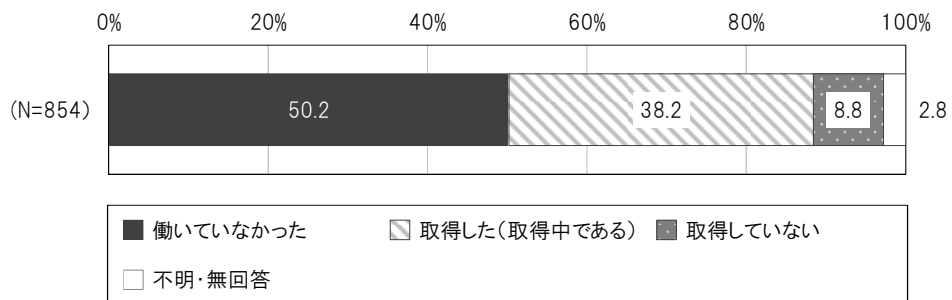
### ③育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

母親の育児休業の取得状況については、「働いていなかった」が50.2%と最も高く、過半数を占めています。また、「取得した（取得中である）」が38.2%、「取得していない」が8.8%となっています。

#### ■育児休業を取得したか 母親

就学前

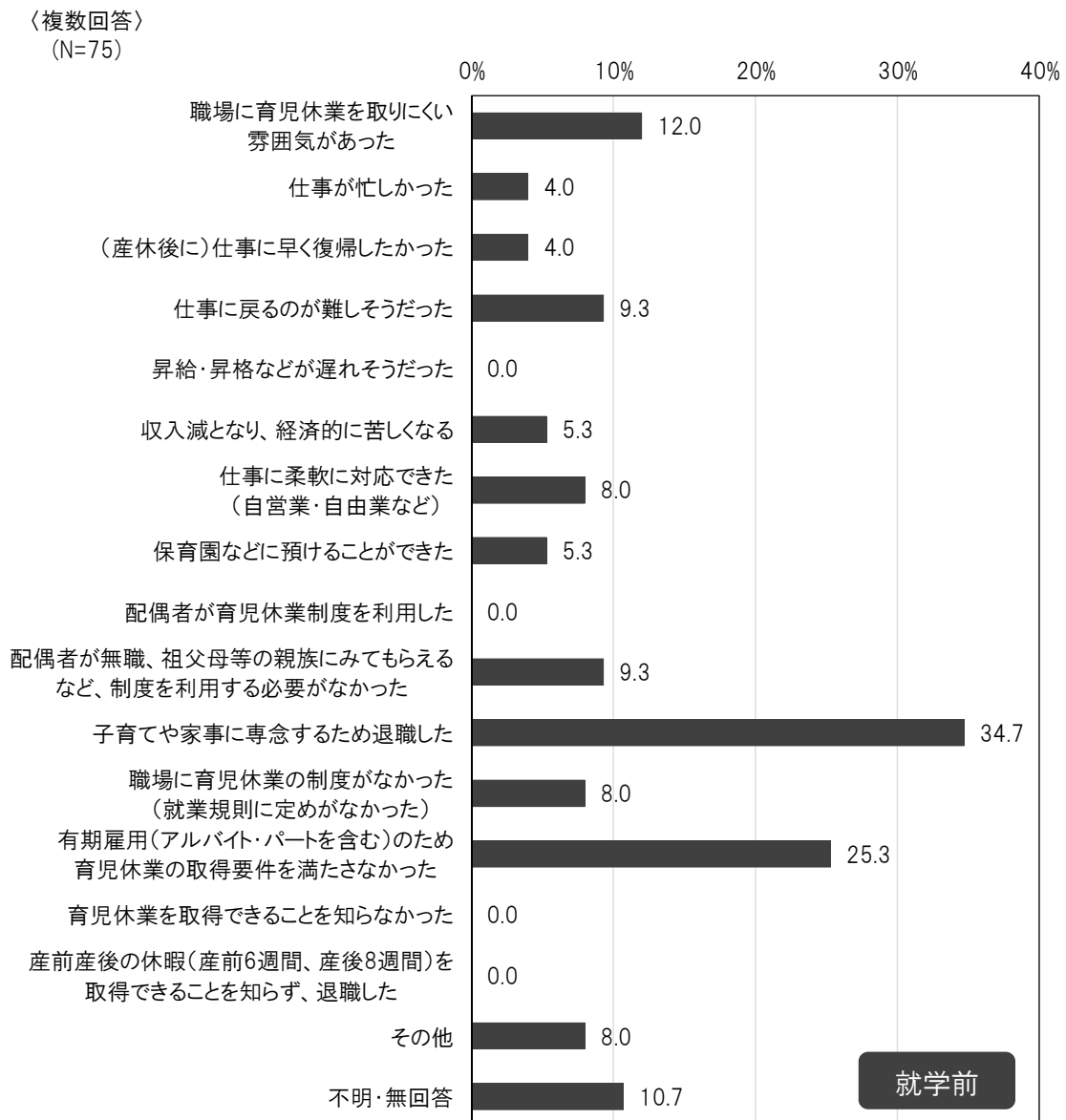
〈単数回答〉





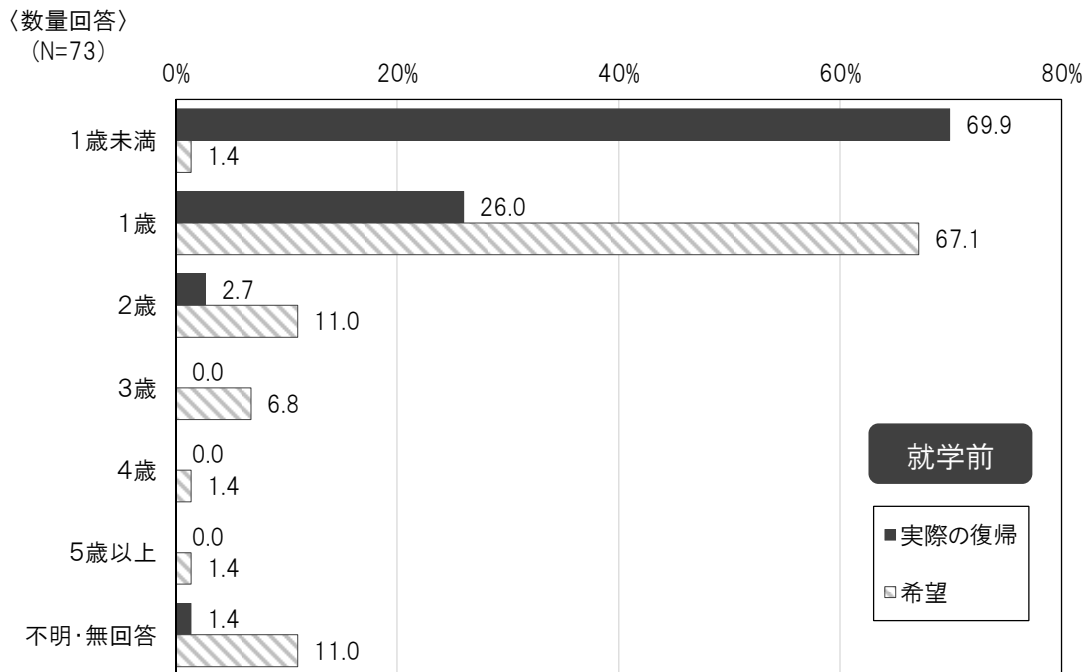
母親の育児休業を取得していない理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」が34.7%と最も高く、次いで「有期雇用（アルバイト・パートを含む）のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が25.3%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が12.0%となっています。

## ■育児休業を取得していない理由 母親



育児休業からの実際の復帰時期と希望の復帰時期については、実際の復帰時期は「1歳未満」が69.9%と最も高くなっています。また、希望の復帰時期は「1歳」が67.1%と最も高くなっており、実際は希望よりも早く復帰している状況がうかがえます。

■育児休業からの復帰はお子さんが何歳の時だったか。また、希望の復帰時期は何歳の時だったか。

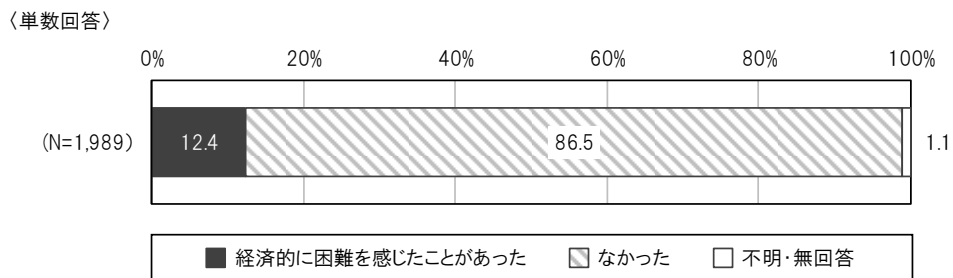


## 4 子育て家庭の生活状況

### ①経済的に困難を感じた経験について

過去一年間に、お金が足りなくて、「家族が必要とする食糧」もしくは「電気やガスなど公共料金」が買えなかった・払えなかった経験があった人を「経済的に困難を感じた人」として集計すると、経済的に困難を感じた経験については、「なかった」が86.5%、「経済的に困難を感じたことがあった」が12.4%となっており、約1割の方が困難を感じたことがあると回答しています。

#### ■経済的に困難を感じた経験の有無

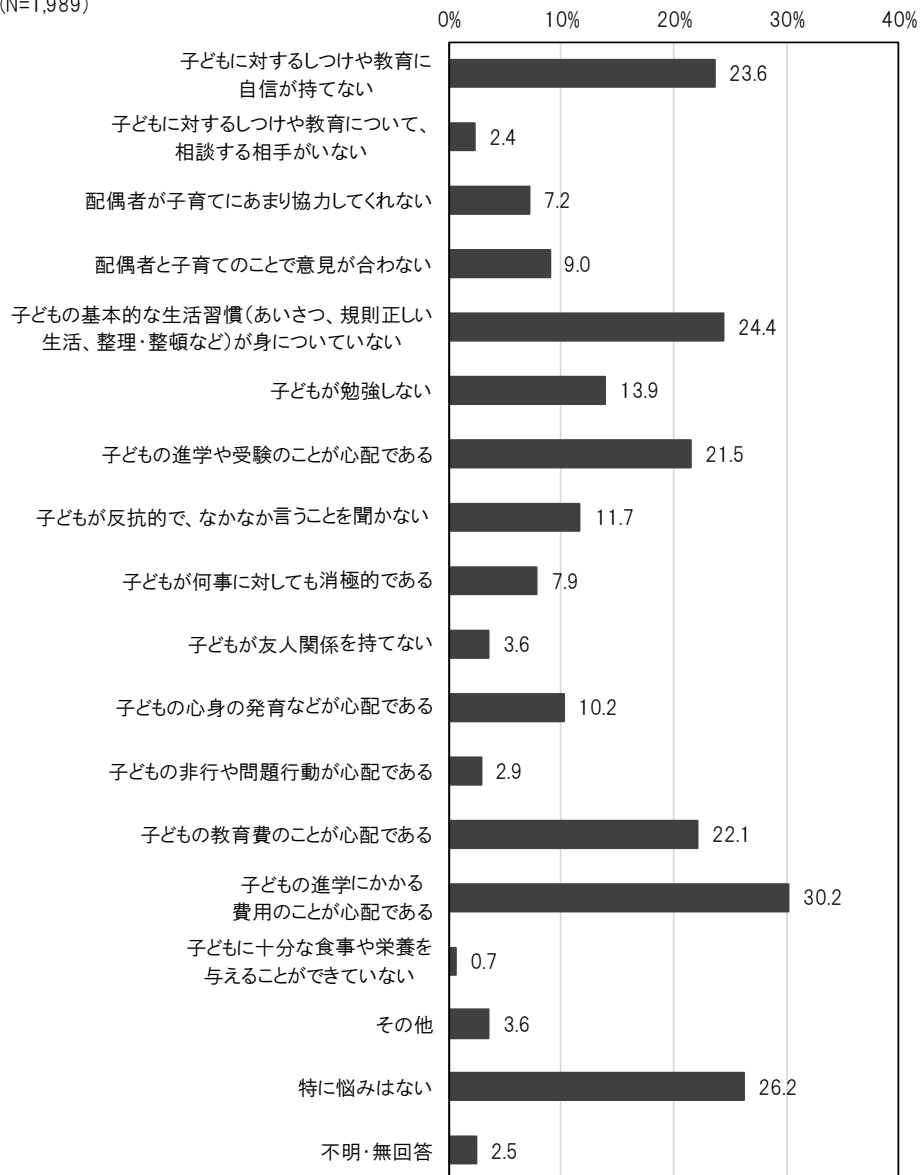


## ②保護者の悩みやその相談先について

子どもについて悩んでいることがあるかについては、「子どもの進学にかかる費用のことが心配である」が30.2%と最も高く、次いで「特に悩みはない」が26.2%、「子どもの基本的な生活習慣（あいさつ、規則正しい生活、整理・整頓など）が身につけていない」が24.4%となっています。

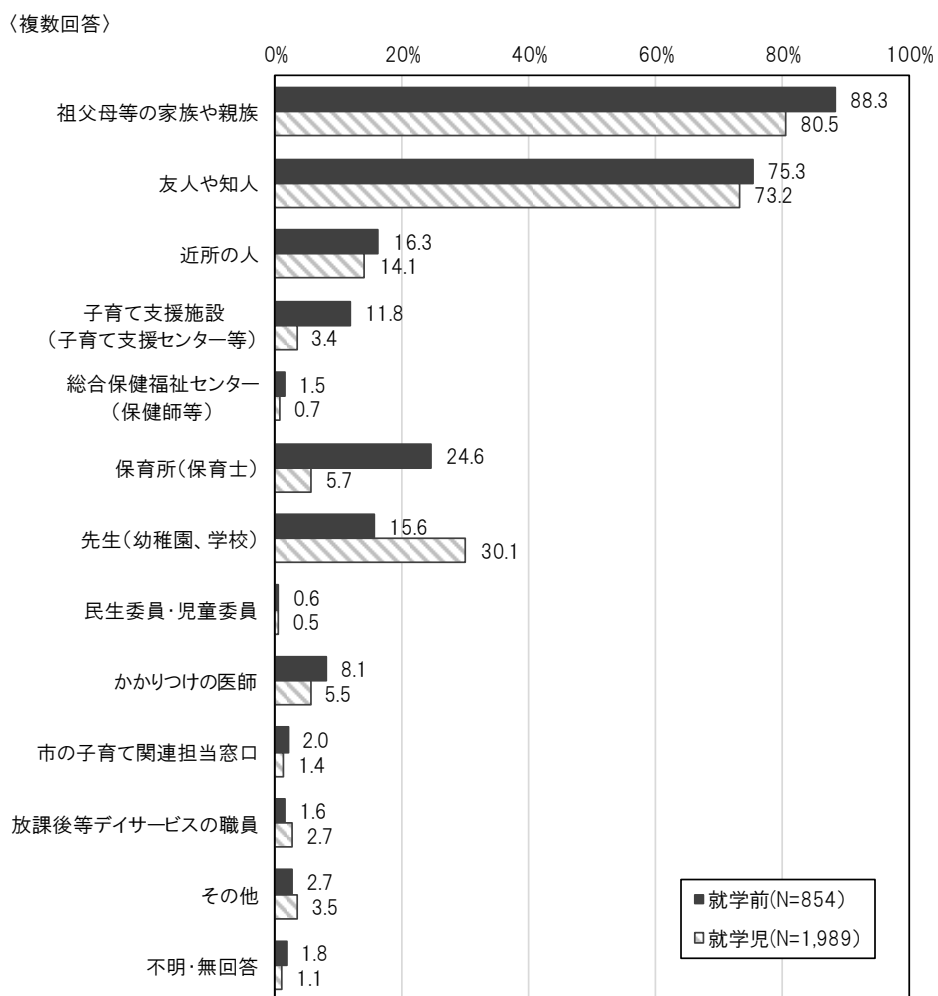
### ■お子さんについて、現在悩んでいること

〈複数回答〉  
(N=1,989)



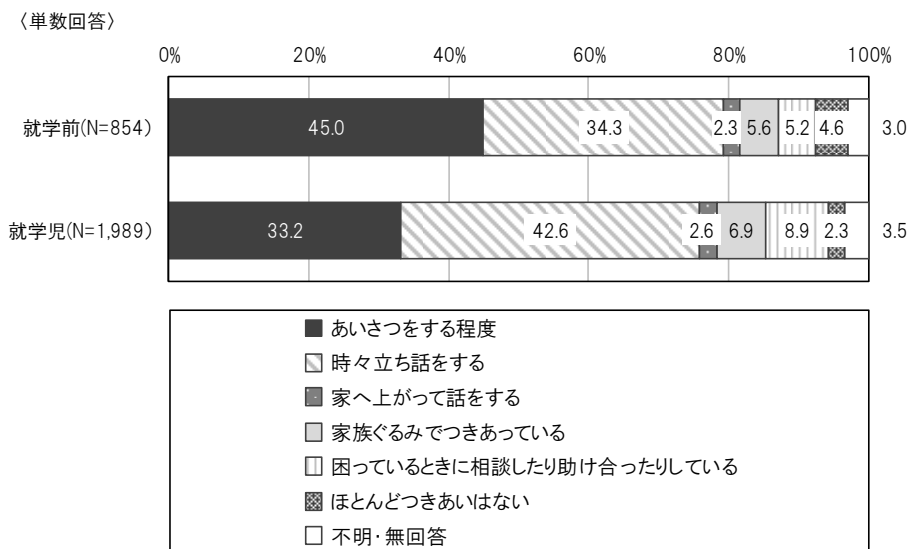
子育て（教育を含む）に関しての相談先については、就学前、就学児ともに「祖父母等の家族や親族」が最も高く、次いで「友人や知人」となっています。また、就学前では「保育所（保育士）」、就学児では「先生（幼稚園、学校）」の割合も高くなっています。

■お子さんの子育てについて、気軽に相談できる相手



近所付き合いの状況については、就学前では「あいさつをする程度」が45.0%、就学児では「時々立ち話をする」が42.6%と最も高くなっています。

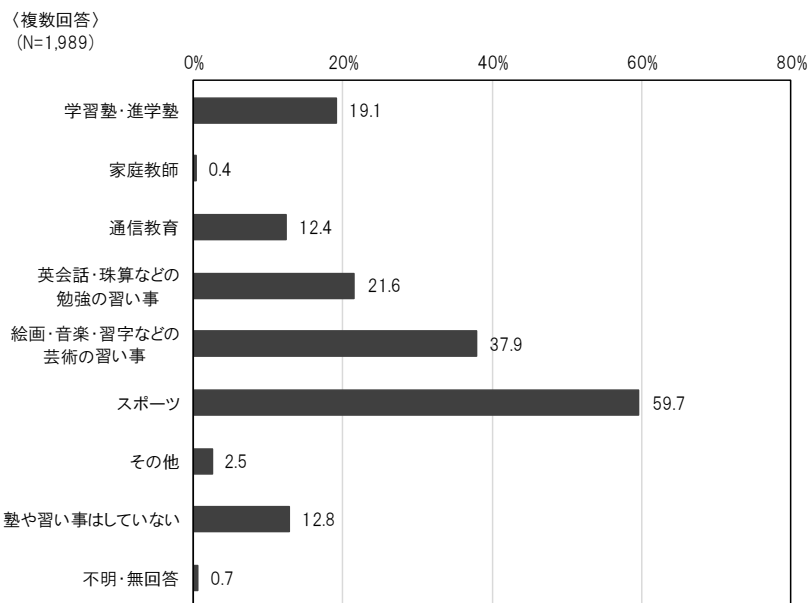
■近所や地域の人との付き合いの程度



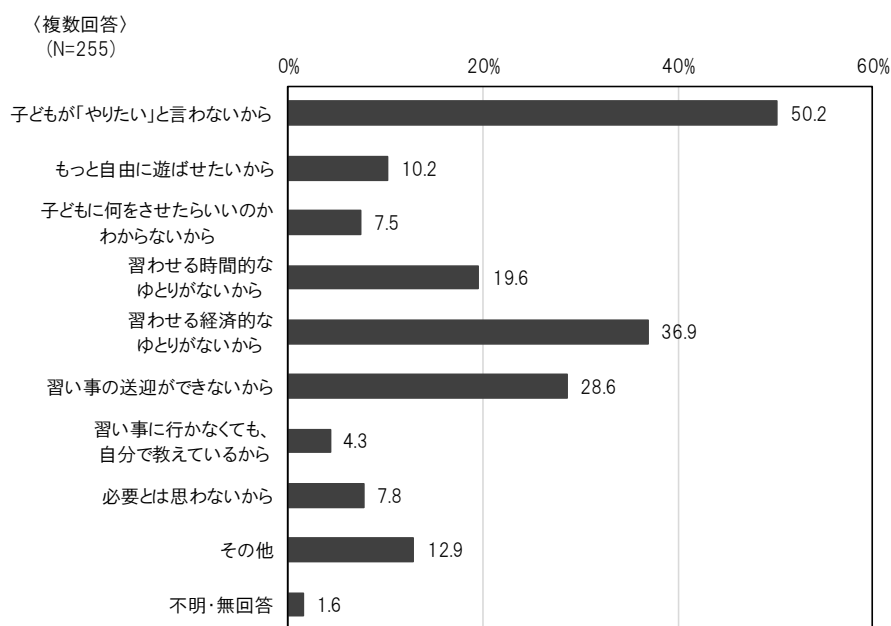
### ③子どもの習い事について

就学児の習い事については、「スポーツ」が59.7%と最も高く、次いで「絵画・音楽・習字などの芸術の習い事」が37.9%、「英会話・珠算などの勉強の習い事」が21.6%となっています。また、「塾や習い事をしていない」と回答した理由については、「子どもが「やりたい」と言わないから」が50.2%と最も高く、次いで「習わせる経済的なゆとりがないから」が36.9%、「習い事の送迎ができないから」が28.6%となっています。

#### ■お子さんについて、現在塾に通ったり、習い事をしたりしているか



#### ■お子さんについて、塾に通ったり、習い事をしたりしていない理由



# 4

## 計画の基本的な考え方



### 1 基本目標



## 子ども達の明るい声がこだまするまち

～育てよう、未来の宝 おごおりっこ、力を合わせ子育て応援～



子どもは、地域の宝として私たちに希望をもたらし、未来を築くかけがえのない存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子ども自身や保護者のみならず、地域社会にとっても重要なことであるため、子ども一人ひとりの人権が保障される必要があります。子ども・子育て支援は、『子どもの最善の利益』が実現され、一人ひとりの子どもが健やかに、より良く成長することを目指すものです。

これまで本市では、上記の考えのもと、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目指し、「子ども・子育て支援事業計画（第1期）」に基づいて子育て支援に取り組んできました。保護者の働き方やライフスタイル、地域とのつながりのあり方が変化していく中、地域や社会が保護者に寄り添い、子育ての負担や不安・孤立感を和らげることで、すべての親子が子育てを通して、喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていく必要があります。

そのため、本計画においては、本市におけるこれまでの取り組みや方針を踏まえ、前回計画の考え方を引き継いだ、「子ども達の明るい声がこだまするまち ～育てよう、未来の宝 おごおりっこ、力を合わせ子育て応援～」を基本目標として、すべての親子の目線に立った計画の推進を図ります。



## 2 基本方針

計画の基本目標の実現に向けて、以下の5つの基本方針を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

### 基本方針 1



#### 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり

##### ▶▶ ニーズに応じた子育て支援

子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じた多様な幼児期の教育・保育サービスを提供できるよう環境整備に努めます。また、地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

### 基本方針 2



#### おごおりっこを育む地域の中の子育て環境づくり

##### ▶▶ 地域に根ざした子育て支援

サークルによる親子間の交流推進や子育て家庭への相談支援、子どもの居場所づくり、地域住民で子どもの安心・安全を確保する環境づくり、さらに、支援を必要とする子どもたちが住みなれた地域で暮らしていくための施策の充実など、地域に根ざした子育て支援を展開していきます。また、さまざまな子育て家庭が安心して暮らせるよう、ひとり親家庭をはじめ、社会的に困難な立場に置かれた家庭への子育てを支援します。

### 基本方針 3



#### 自らのライフスタイルにあった生き方づくり

##### ▶▶ 仕事と子育ての両立支援

子育てしながら働きやすい環境をつくるため、多様な働き方や育児休業などに関する啓発を行うとともに、女性の職場復帰・再就職を支援します。また、男女がともに協力して子育てができるよう、男女共同参画を推進し、男性の子育てへの参画を促します。

## 基本方針 4



### 親子ともに健やかな成長を目指した健康づくり

#### ▶▶ 親子の健康確保

健康の維持は子育てにおいて基本であり、かつ最も注意を払うべき事項です。そのために、健康診査や小児医療の充実など子ども特有の保健サービスを充実するとともに、「基本的生活習慣」の確立の推進など日頃からの健康維持に向けた取り組みや予防医療のための啓発などを推進します。

## 基本方針 5



### 子どもの権利と生きる力を育む学びの場づくり

#### ▶▶ 子どもの権利の尊重と教育の充実

深刻さを増しているいじめや児童虐待など子どもを取り巻く問題について、子どもの人権という観点からの対応を充実していきます。また、子どもの貧困対策が全国的にも課題となっているなか、小郡市でも、どの子育て家庭も充実した教育を受け、満足した子育てができるよう、環境の整備に取り組みます。

### 3 施策の体系

#### 基本 目標

## 子ども達の明るい声がこだまするまち

～育てよう、未来の宝 おごおりっこ、力を合わせ子育て応援～

1

質の高い教育・保育を  
提供できるまちづくり

ニーズに応じた子育て支援

(1) 教育・保育事業の充実（子ども・子育て支援給付）

(2) 子育て支援事業の充実（地域子ども・子育て支援事業）

2

おごおりっこを育む  
地域の中の  
子育て環境づくり

地域に根ざした子育て支援

(1) 子育て家庭への支援の充実

(2) 子どもの居場所づくりの推進

(3) 子どもにやさしいまちづくり

(4) さまざまな家庭に対する子育て支援の充実

3

自らのライフスタイルに  
あった生き方づくり

仕事と子育ての両立支援

(1) 多様な働き方の実現

(2) 男女共同参画社会の実現

4

親子ともに健やかな  
成長を目指した  
健康づくり

親子の健康確保

(1) 子どもと親の健康確保

(2) 思春期保健対策の推進

(3) 健康なからだづくり

(4) 「基本的生活習慣の確立」の推進

5

子どもの権利と  
生きる力を育む  
学びの場づくり

子どもの権利の尊重と教育の充実

(1) 子どもの権利の尊重

(2) 乳幼児教育・保育、学校教育の充実

(3) 人権教育・啓発の推進

(4) 子どもの貧困対策の充実

## 5

# 施策の具体的な取り組み



## 1 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり

### (1) 教育・保育事業の充実（子ども・子育て支援給付）

#### ①施設型給付

現在市内では、認可保育所（園）が13園、幼稚園が3園、認定こども園が1園（令和2年度から）あり、それぞれ教育・保育を実施しています。保育所（園）への申し込み数が年々増加しており、年齢によっては待機児童が出ているため、その解消に向けた事業の充実に努めます。

事業名	担当課	内容
保育所（園）	保育所・幼稚園課	家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設です。保育と一体的に教育も実施しています。
幼稚園	保育所・幼稚園課	小学校以降の教育の基礎を作るため、幼児期の教育を行う施設です。
認定こども園	保育所・幼稚園課	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備える施設です。

## ②地域型保育給付

現在市内では、地域型保育に関しては、小規模保育所が2園あり、家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育それぞれ実施しているところはありません。今後、保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。

事業名	担当課	内容
小規模保育	保育所・幼稚園課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の保育を行います。(A型・B型・C型)
家庭的保育 ※市内では実施なし	保育所・幼稚園課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅などの場所で、家庭的保育者が保育を行います。
居宅訪問型保育 ※市内では実施なし	保育所・幼稚園課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行います。
事業所内保育 ※市内では実施なし	保育所・幼稚園課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行います。

## (2) 子育て支援事業の充実（地域子ども・子育て支援事業）

No.	事業名	担当課	内容
1	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	子育て支援センターでは、主に未就園児の育児相談や情報提供、講演会などを行い、社会参画できる機会を提供するなど、利用者の視点に立った企画に努めます。 また、乳幼児の保護者が、気軽に集い、交流する場を提供します。
2	時間外保育事業 (延長保育事業)	保育所・幼稚園課	通常保育を利用する家庭を対象に、通常保育時間帯を超えて保育を必要としている児童の保育を行います。今後もニーズを踏まえて事業の充実を図ります。
3	休日保育事業の推進 ※市内では実施なし	保育所・幼稚園課	通常保育を利用する家庭を対象に、休日においても就労などにより保育を必要としている児童の保育を行います。今後、ニーズを把握しながら、実施について検討します。
4	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	保育所・幼稚園課	幼稚園や認定こども園の1号子どもの園児に対し、教育時間の前後や長期休業日等に預かり保育を行います。今後もニーズを踏まえて事業の充実を図ります。
5	一時預かり事業(在園児対象型を除く)	保育所・幼稚園課	普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れの解消などを目的に、一時的に認可保育所（園）等で児童を保育します。今後もニーズを踏まえて事業の充実を図ります。

No.	事業名	担当課	内容
6	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	子育て支援課	地域において子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助を行いたい人（協力会員）からなるファミリー・サポート・センターにより、育児の相互援助活動を行います。制度の周知を図り、利用を促進するとともに、シルバーママサービス事業も活用しながら、地域における子育て支援の充実を図ります。
7	子育て短期支援事業（トワイライトステイ） ※市内では実施なし	子育て支援課	保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて、夜間もしくは休日に必要な保護を行う事業です。今後、保護者のニーズを把握しながら、実施について検討します。
8	病児・病後児保育事業	子育て支援課	児童の病気回復期で、保育所（園）などでの集団保育が困難であり、保護者が就労の都合などにより家庭で育児ができない場合、一時的に子どもを預かります。本市では、「こぐま子どもの家」及び「まどかチャイルドセンター」にて実施しており、今後も事業を周知し、ニーズを踏まえ充実を図ります。
9	放課後児童健全育成事業	子ども育成課	保護者が日中就労などのために家庭にいない小学生を、放課後などに放課後児童クラブ（学童保育所）で預かり、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。また、近年の女性就業率の上昇により共働き家庭が増加するなど、入所ニーズがさらに高まる可能性があります。市では、各小学校区の状況にあわせた施設整備や放課後児童支援員を配置するなど、柔軟な受け入れ体制の確保に努めます。

No.	事業名	担当課	内容
10	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	子育て支援課	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う必要な保護を行います。今後も広報や利用者支援の相談の中で利用を促し、支援へとつなぎます。
11	利用者支援事業	子育て支援課 保育所・幼稚園課 健康課	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所(園)での教育・保育や、一時預かりなどの地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談や情報提供などの支援を身近な場所で行います。今後気軽に子育て相談できる窓口の設置を進めるとともに、関係機関との連携及び地域ネットワークづくりに努めます。
12	妊婦健康診査	健康課	妊娠中に必要な健康診査を受診できるように援助します。妊婦健康診査補助券の発行時、妊娠経過や妊娠中に起こりやすい異常について説明し、予防や異常の早期発見・早期治療につなげるとともに、支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期からの支援などへつなげます。
13	乳児家庭全戸訪問事業 (妊産婦・新生児訪問指導事業)	健康課 子育て支援課	すべての乳児のいる家庭及び支援が必要な妊婦を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。 引き続き、子育て支援課や福祉課、医療機関と連携し、産前・産後サポートなどの情報提供及び必要な支援を実施します。
14	養育支援訪問事業	子育て支援課	乳児家庭全戸訪問事業で把握した支援の必要な家庭に対して、また、要保護児童の家庭に対して、養育支援訪問事業を行い、養育に関する指導や支援を行います。



## 2 おごおりっこを育む地域の中の子育て環境づくり

### (1) 子育て家庭への支援の充実

No.	事業名	担当課	内容
1	サークルなど親子間の交流事業の促進	子育て支援課 保育所・幼稚園課	小郡市子育て支援センターを中心に、子育てサークルの立ち上げ支援や、活動の場や情報の提供、サークル同士のネットワークづくりなど、活動への支援を行います。また、託児ボランティア人材の資質向上に向けた講座などを開催します。
<b>具体的事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育てサークル（仲間づくり）の立ち上げや活動への支援</li> <li>・ 託児ボランティア資質向上講座</li> </ul>			
2	子育て家庭への育児相談・情報提供事業の推進	子育て支援課 保育所・幼稚園課	子育て家庭の孤立を防ぐために、身近な場所で気軽に相談できる体制を整備するとともに、必要な時に必要な情報を得ることができる情報提供体制の整備を進めます。また、幼稚園・保育園や関係課との情報共有及び連携を今後も図ります。
<b>具体的事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種児童福祉施設における相談機能の充実</li> <li>・ 子育て支援事業ガイドの作成、配布</li> <li>・ 広報紙やホームページでの子育て情報の周知</li> <li>・ 子育て支援関連部局の連携を図り「子育て連絡会」の機能強化及び充実</li> <li>・ 利用者支援事業による相談、情報提供の充実</li> </ul>			
3	各種学級・講座の充実	子ども育成課 図書課	子育てに関する知識や心構えの学習、また交流や情報交換の場として、家庭教育学級など各種学級・講座の充実を図ります。また、児童の読書習慣の形成や豊かな情操の育成に向けて、おはなし会など本に親しむ環境づくりを進めます。
<b>具体的事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭教育学級の充実</li> <li>・ 家庭教育支援チームの派遣</li> <li>・ 子どもと絵本講座</li> <li>・ おはなし会の充実</li> <li>・ ブックスタートの充実</li> </ul>			

No.	事業名	担当課	内容
4	子育てのための 経済的支援の充実	子ども育成課 子育て支援課 保育所・幼稚園課 教務課	児童手当の支給や子どもの医療費の助成、 幼児教育・保育の無償化などにより、経済 的負担の軽減を図ります。
	<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児教育・保育の無償化、保育料軽減措置の継続</li> <li>・ 児童手当、就学援助費など手当・補助金の支給</li> <li>・ 子ども医療費助成事業</li> </ul>		
5	移動の制約を受けて いる家庭への支援	子育て支援課 都市計画課	子育て家庭が社会とのつながりを持ち続 けるために、コミュニティバスの利便性向 上を行い、運行の充実を図ります。 また、自治公民館など身近な場所で子育て 支援事業を開催し、子育て家庭が参加しや すい交流の場の充実に努めます。

## (2) 子どもの居場所づくりの推進

No.	事業名	担当課	内容
1	公園の整備	まちづくり推進課 スポーツ振興課	公園長寿命化計画に基づき、公園の改修・ 修繕や長寿命化を推進し、また、地元区と の協議を行い、安心安全で快適に使える公 園の維持・整備を図ります。
	<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的な巡回及び遊具の安全点検</li> </ul>		
2	子どもが集える施設 の整備	子育て支援課 保育所・幼稚園課	保育所(園)・幼稚園に通っていない子ども たちを始め、すべての子どもが居場所とし て利用できる集いの場を整えます。現在、 酷暑や雨の日でも遊べる場所が不足して おり、公共施設などにおける子どもの集い の場の設置を図ります。
	<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設における集いの場機能の取り組み</li> <li>・ 保育所(園)・幼稚園を活用した、未就園児への遊び場の提供</li> </ul>		

No.	事業名	担当課	内容
3	子どもの居場所・交流事業の推進	子ども育成課 子育て支援課	地域の大人が見守る「子ども達の居場所」であるアンビシャス広場について、ボランティアスタッフの確保や放課後児童クラブ（学童保育所）との連携を進め、子どもの居場所の確保や地域内の交流の促進を図ります。 また、放課後児童クラブ（学童保育所）との連携は、それぞれの校区での現状把握を十分に行い、各校区に合った連携策を検討します。
<b>具体的事業</b>			
・各地域でのアンビシャス活動の実施			
4	子どもの放課後などの居場所の充実	福祉課 子育て支援課 子ども育成課	保護者が就労している小学生の放課後などの適切な遊びと生活の場として、各小学校区に設置している放課後児童クラブ（学童保育所）の整備に努めます。また、障がいのある児童の受け入れについては、加配の支援員を配置するなど、必要な整備を行います。
<b>具体的事業</b>			
・放課後児童クラブ（学童保育所）の施設整備 ・支援児童に必要な加配支援員の配置			
5	地域及び地域人材の活用による生涯学習の充実	子ども育成課 図書課 コミュニティ推進課 生涯学習課	地域のボランティア人材などを活用し、子どもにさまざまな体験や学びの機会を提供することで、道徳心や好奇心、表現力など、豊かな心や感性をもった子どもの育成を図るとともに、世代間交流の促進や、知恵や技能の継承につなげます。
<b>具体的事業</b>			
・ジュニアリーダー研修、育成会研修の実施 ・読書ボランティア、生涯学習人材バンク制度の活用 ・校区コミュニティセンターサークル・講座の充実 ・ボランティア参加型講座の充実			

### (3) 子どもにやさしいまちづくり

No.	事業名	担当課	内容
1	福祉のまちづくりの推進	都市計画課 道路建設課 建設管理課 各施設管理担当課	歩道や道路の段差の解消や市営住宅のバリアフリー化、公共施設における子ども用トイレの設置などにより、子育てにもやさしい「福祉のまちづくり」を進めます。
	<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「小都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路構造に関する基準を定める条例」に基づく道路整備</li> <li>・ユニバーサルデザインに関する普及と啓発</li> </ul>		
2	交通事故防止・安全対策の推進	防災安全課	飲酒運転の撲滅を始めとした安全運転への啓発を進めるとともに、高齢ドライバーに安全運転や免許証の自主返納も含めた啓発を推進します。 また、保育所（園）や各学校と連携し交通安全教室を開催するとともに、地域における児童の登下校時の見守り活動を促進します。
	<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全啓発活動の推進</li> <li>・チャイルドシートの貸出</li> </ul>		
3	地域における防犯事業の推進	防災安全課 コミュニティ推進課 子ども育成課	地域における防犯活動に対して青パトの貸し出しや活動団体の認定などを行うとともに、警察署などと連携した防犯教室の実施や、防犯灯・防犯カメラの設置の推進により防犯体制の整備を図ります。
	<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青パト貸し出しによる地域の防犯パトロール隊などの活動支援</li> <li>・防犯灯設置事業の推進</li> <li>・「子ども見守り隊」の充実</li> <li>・「見守りネット110番」の推進</li> <li>・「子ども110番の家」の推進</li> <li>・少年補導員による防犯パトロール活動</li> </ul>		

No.	事業名	担当課	内容
4	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	子ども育成課 教務課	子どもにとって有害な情報から子どもを守るとともに、子どものメディア・リテラシーの向上に向けて、学校や家庭と連携しながら啓発活動や情報発信を推進します。また、子どものスマートフォン利用について、適正利用に向けた啓発を推進します。
<b>具体的事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話販売事業者などへの立ち入り調査の実施</li> <li>・保護者や子どもたちに対する携帯電話などの使用に関するルールづくりなどの周知・啓発</li> </ul>			

#### (4) さまざまな家庭に対する子育て支援の充実

No.	事業名	担当課	内容
1	ひとり親家庭への自立支援の推進	子育て支援課 子ども育成課	ひとり親家庭が安心して生活できるよう、各家庭の状況に応じた自立支援や就業支援、子育て支援などの充実を図るとともに、支援の周知や各課の連携による窓口対応に努め、利用者の増大を図ります。また、スムーズな相談の実施に向けて職員の研修受講などによるスキルアップや窓口対応の工夫・改善を図ります。
<b>具体的事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当の支給</li> <li>・ひとり親家庭等医療費助成事業</li> <li>・母子父子寡婦福祉資金貸付金の支給</li> <li>・ひとり親家庭など日常生活支援事業の充実</li> <li>・ひとり親家庭の交流の場づくり</li> <li>・母子父子自立支援員や民生・児童委員などによる相談支援体制の充実</li> <li>・母子父子家庭自立支援給付金事業</li> <li>・ひとり親学習支援</li> <li>・家計改善支援事業</li> <li>・ひとり親サポートセンターへのつなぎ</li> <li>・特定者用定期乗車券購入証明書交付手続支援</li> <li>・小売販売業許可優遇制度による証明書発行支援</li> </ul>			

No.	事業名	担当課	内容
2	特別な配慮を必要とする子とその家庭への支援の充実	福祉課 国保年金課 子育て支援課 子ども育成課	特別な配慮を必要とする子どもとその家庭に対し、成長過程に応じた保育や療育、教育などを推進するとともに、放課後などの居場所の充実や障がい福祉サービス及び各種助成制度の周知に努め利用を促進することで、児童の成長や発達、また保護者の負担軽減や不安の解消を図ります。また、保護者や保育所（園）などからの相談に対し、適切な支援につなげられるよう、職員のスキルアップや関係機関との連携強化を図ります。 また、第3期小郡市障がい者計画に基づき、親の会等への支援を行います。
<b>具体的事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳・療育手帳の交付</li> <li>・特別児童扶養手当、障害児福祉手当など各種手当の支給</li> <li>・放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、障がい児スクールの実施</li> <li>・重度障害者医療費助成事業</li> <li>・保育所等訪問支援、巡回支援専門員整備事業</li> </ul>			
3	特別な配慮を必要とする子とその家庭への相談事業の充実	健康課 子育て支援課 保育所・幼稚園課	乳幼児健診や育児発達相談などを通じて、支援が必要と思われる子ども・保護者に対し、保健師や臨床心理士などによる発達に関する相談また巡回相談を行い、必要に応じて療育機関などにつなげます。 また、支援の充実に向けて、保育所（園）・幼稚園や支援センターなど関係機関と連携を図るとともに、子育て支援相談員や利用者支援専門員の資質向上を図ります。
<b>具体的事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診時の臨床心理士などによる相談</li> <li>・利用者支援事業による相談事業</li> <li>・講演会などによる啓発</li> </ul>			

No.	事業名	担当課	内容
4	外国人家庭への支援	総務広報課	日本語教室の開催による日本語の学習機会の提供や、関係団体との連携による相談事業及び交流事業を通じて、外国人家庭の子育てを支援します。また、外国語及びやさしい日本語による情報提供の充実に向けて、庁内の各課と連携しながら方策の検討を進めます。
	<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語教室の開催</li> <li>・「暮らしの便利帳」（英語・韓国語・中国語・ネパール語）の配布</li> </ul>		
5	子育て困難家庭への支援	子育て支援課	児童虐待の未然防止や相談・事案に対する対応力の強化を図ります。保護や支援を必要とする子どもや保護者に対し、児童相談所をはじめとする関係機関と連携をとりながら、切れ目のない支援を行います。また、情報共有の際に課題となる個人情報の取り扱いについて整理を進めます。
6	生活困窮家庭への支援	子育て支援課 福祉課 教務課	子どもの現在及び将来が生まれ育った環境により左右されることのないよう、子どもの学習・生活をはじめ、保護者の就労・経済などの支援を検討します。また、厳しい家庭環境にある子どもの支援の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーの配置拡大に努めます。

### 3 自らのライフスタイルにあった生き方づくり

#### (1) 多様な働き方の実現

No.	事業名	担当課	内容
1	子育て中の親が働きやすい環境づくり	子育て支援課 商工・企業立地課	子育てしながら働きやすい環境を整えるため、企業や労働者に対して、フレックスタイム制などの多様な働き方や育児休業制度、関係法令に関する情報提供を、県と連携し行います。また、「子育て応援の店」への登録を推進します。
<b>具体的事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙などによる保護者などへの情報提供</li> </ul>			
2	女性の職場復帰・再就職のための支援の充実	商工・企業立地課 生涯学習課 図書課	出産や子育て後の職場復帰・再就職の支援に向けて相談窓口の周知を行うとともに、職業安定所などと連携しながら情報提供や支援体制の充実を図ります。また、パソコン講座や起業・小売業について学ぶ講座の開催など、女性の再チャレンジを支援する事業の充実を図ります。
<b>具体的事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場復帰・再就職支援などに関する情報提供の充実</li> <li>・ 女性再チャレンジ支援事業の充実</li> <li>・ 図書館による就労支援情報提供の充実（チラシ設置など）</li> </ul>			
3	不安定就労若年者などに対する意識啓発・職業訓練の充実	商工・企業立地課 教務課	長期にわたり不安定な就労状況が続けるフリーターや、若年の非労働者に対して、就業意識の啓発に努めます。また、関係機関と連携しながら児童・生徒に対する職業啓発を行い、発達段階に応じたキャリア教育を計画的に推進します。
<b>具体的事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小・中学校における職場見学・体験学習の実施</li> <li>・ 若年者に対する就労支援などに関する情報提供の充実</li> <li>・ 県と連携した若年者就職促進セミナーの開催</li> </ul>			



## (2) 男女共同参画社会の実現

No.	事業名	担当課	内容
1	男女共同参画計画に基づく事業の推進	総務広報課 生涯学習課	「第2次小郡市男女共同参画計画」に基づき、男女が仕事や家事・育児を始め、あらゆる場面でともに活躍し支え合える社会の実現を目指します。そのために、セミナーや広報紙など多様な場面や媒体を活用し、情報提供や啓発活動を行います。
<b>具体的事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画セミナーの開催</li> <li>・広報紙やホームページなどでの市民や企業への情報提供</li> <li>・女性講座の充実</li> </ul>			
2	男性の子育て参画の促進	子ども育成課 コミュニティ推進課 生涯学習課	夫婦が協力しあいながら子育てできる環境づくりに向け、父親学級や男性料理教室など、男性向けの子育てや家事に関する講座などを開催します。また、男性の育児休業取得に向けた普及・啓発を通じて、男性の子育てへの参画を促します。
<b>具体的事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ようこそ赤ちゃん教室における家庭教育講話の実施</li> <li>・父親向け講座（料理教室）や父親学級の開催</li> </ul>			

## 4 親子ともに健やかな成長を目指した健康づくり

### (1) 子どもと親の健康確保

No.	事業名	担当課	内容
1	小児医療の充実	健康課	休日や夜間を含めて、安心して必要かつ適切な医療を受けられる救急医療体制の確保に努めます。また、小児医療に関するそれぞれの事業で実施主体や事務局、関係市町村が異なるため、より一層の連携強化や情報共有を推進します。
	<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児救急電話相談の周知・啓発活動</li> <li>・久留米広域小児救急センターへの負担金の財源確保</li> <li>・在宅当番医制業務の委託契約・委託料の財源確保</li> <li>・病院群輪番制への負担金の財源確保</li> <li>・必要に応じて関係医師会や医療機関との連携・調整</li> </ul>		
2	母子健康手帳の交付 (父子健康手帳の交付)	健康課	母子の健康管理と適切な医療の確保を目的として母子健康手帳(+父子健康手帳)を交付します。また、手帳の交付時に母子や家族の状況を把握し、支援が必要な方に対する支援計画を作成し、各種相談事業を活用した継続的な支援など、関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。
	<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳の交付(父子健康手帳の交付)</li> </ul>		
3	母子保健相談指導事業の推進	健康課	妊産婦や乳幼児の健康・栄養などの問題に対する個別指導や相談に応じるとともに、講習会や実習などによる集団教育を通して、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及や育児負担の軽減を図ります。また、育児不安の解消や仲間づくりを目的とした相談などの事業を推進します。
	<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児発育相談事業の充実・ようこそ赤ちゃん教室の充実・離乳食教室の充実</li> <li>・電話相談の充実・産後ケア事業の充実・支援の必要な方への支援計画の作成、各種相談</li> </ul>		

No.	事業名	担当課	内容
4	乳幼児健康診査事業の推進	健康課	医師の診察や専門職による相談を行うことで、疾病や発達障害などの早期発見・早期治療につなげています。また、保護者の不安や悩みを聞き、各種相談事業の紹介や関係機関との連携により、状況に応じた支援につなげます。
	<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 か月児健康診査の充実</li> <li>・ 10 か月児健康診査の充実</li> <li>・ 1 歳 6 か月児健康診査の充実</li> <li>・ 3 歳 1 か月児健康診査の充実</li> </ul>		
5	乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦・新生児訪問指導事業）の推進	健康課	母子健康手帳発行時のアンケートや面接、関係機関との連携などにより妊婦の状況を把握し、支援が必要な妊婦に対して支援計画を策定し、妊娠中から訪問などによる支援を実施します。また、乳児家庭全戸訪問事業を通じて、相談窓口などの情報提供を行うとともに児童虐待の予防を図ります。
6	未熟児への支援	子ども育成課 健康課	「母子保健法」に基づき、入院加療が必要な未熟児の医療費やミルク代の給付を行い、退院後にも家庭訪問などによる見守りを行うとともに、乳幼児健診や医療機関の受診結果により成長発達経過を把握し、必要に応じて県・医療機関などと連携をとりながら、乳児の健やかな成長を支援します。
	<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未熟児養育医療費助成事業</li> <li>・ 未熟児の訪問指導</li> </ul>		

No.	事業名	担当課	内容
7	不妊治療への情報提供	健康課 子育て支援課	福岡県不妊治療費助成事業について、窓口での案内とともに、パンフレットやポスターを掲示するなどして、事業の周知を図ります。
<b>具体的事業</b>			
・ 福岡県不妊治療費助成事業の情報提供			

## (2) 思春期保健対策の推進

No.	事業名	担当課	内容
1	思春期保健対策事業・ 性教育の充実	教務課	思春期における喫煙や飲酒、薬物乱用の防止、また、性感染症や人工妊娠中絶など性行動の問題について、中学校における非行防止学習や性教育を通して、正しい理解と啓発を図ります。 また、小学校では、心と体の発育について学習することで、自分の健康状態に関心を持ち、性にかかわる問題についても正しい理解ができるよう努めます。
<b>具体的事業</b>			
・ 喫煙・飲酒・薬物乱用の防止対策の充実 ・ 小・中学校における性教育の充実			
2	思春期における 保健・福祉事業の推進	生涯学習課 健康課 教務課	思春期の子どもに対し、赤ちゃんふれあい体験学習や幼稚園・保育所（園）への職場体験などを通して乳幼児とふれあう機会を提供し、命の大切さや男女共同参画の育児についての学習を推進しています。現在、1中学校のみの事業となっているため、他の中学校でも実施できるよう、関係団体との協議を推進します。
<b>具体的事業</b>			
・ 赤ちゃんふれあい体験学習の充実			



### (3) 健康なからだづくり

No.	事業名	担当課	内容
1	子どもの発育・発達段階に応じた運動の推進	スポーツ振興課	地域でのスポーツ活動など身体運動を通じて呼吸循環系・神経系・筋骨格系を発達させ、筋力・瞬発力・持久力・柔軟性の向上を図るとともに、大人と子どもで運動を行うことで、コミュニケーション能力や好奇心・チャレンジ精神の養成を図ります。また、指導者や協力者の確保に向けて、育成などを進めます。
<b>具体的事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者・協力者の育成を図るための研修や養成講座の実施</li> <li>・子どもの運動機会を増やす取り組みを総合的に進めていくための部局を越えたネットワークづくり</li> </ul>			

### (4) 「基本的生活習慣の確立」の推進

No.	事業名	担当課	内容
1	「基本的生活習慣の確立」の推進	子育て支援課 子ども育成課	子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切です。就学前及び小学校低学年において、「早寝、早起き、朝ごはん」の規則正しい生活習慣を習得するため、生活や学習の基盤づくりを支援します。
<b>具体的事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「早寝、早起き、朝ごはん」の実施</li> <li>・基本的生活習慣の確立のための啓発</li> </ul>			

No.	事業名	担当課	内容
2	保育所（園）・幼稚園などにおける「食育」の推進	保育所・幼稚園課	調理師・保育士などによる給食指導に加え、栄養士の巡回指導や農業体験などを通じた「食育」を推進するとともに、「一日三食、偏食せずに、よくかんで食べる」などの生活習慣の形成を図ります。また、保護者を交えた親子クッキングの開催など、家庭における「食育」の普及・啓発を進めます。
<b>具体的事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栄養士による巡回      ・ 食育だよりの発行</li> <li>・ 保護者を交えた親子食育セミナーや親子クッキングの開催</li> <li>・ 保育所（園）の行事とあわせた食育活動の実施</li> <li>・ 農業体験学習を通じた「食育」の普及</li> </ul>			
3	小・中学校での「食育」に関する指導の推進	教務課 学校給食課	栄養教諭による「食に関する指導」を推進し、食育の啓発に努めます。また、地域の食材を給食に取り入れ地産地消を推進するとともに、調理員や生産者が学校に赴き給食時間をともにする「おでかけ給食」の取り組みを実施し、農業の重要性や生産者に対する感謝の気持ちを育みます。
<b>具体的事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栄養教諭による「食に関する指導」の実施</li> <li>・ 地産地消の推進・啓発</li> </ul>			
4	妊娠中からの「食育」の推進	健康課 子育て支援課	ようこそ赤ちゃん教室において、妊娠中から栄養バランスなどの大切さを啓発することにより、望ましい食習慣を身につけるよう促します。離乳食教室や乳幼児健康診査、親子あそび教室や食育講演会にて食育について講話などを行い、家庭における食育の推進を図ります。また、おごおり健康・食育プランに基づき、妊娠・出産期、乳幼児期における食育の推進を図ります。
<b>具体的事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ようこそ赤ちゃん教室での食育の講話</li> <li>・ 乳幼児健康診査での食育の啓発      ・ 食生活改善推進員による啓発</li> <li>・ 離乳食教室での啓発      ・ つどいの広場での離乳食教室</li> </ul>			

## 5 子どもの権利と生きる力を育む学びの場づくり

### (1) 子どもの権利の尊重

No.	事業名	担当課	内容
1	子どもの人権擁護に関連する条約・法律などの啓発	人権・同和教育課	児童虐待など子どもの人権を脅かす問題の防止に向けて、子どもの人権擁護に関連する条約や法律などの啓発に努めます。近年では、子どもの貧困問題をはじめとして、子どもを取り巻く環境が厳しくなっているため、関係機関などの連携をより密にして、すべての子どもたちの学ぶ権利が保障され、安心して育つことができる環境整備に努めます。
<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙への掲載や関係課との連携による、法・制度の啓発</li> </ul>			
2	児童虐待の防止・早期発見に向けた対策の推進	子育て支援課 教務課 健康課	相談件数の増加及び、内容の多様化・複雑化に伴い、「小郡市要保護児童対策地域協議会」の充実強化を図り、虐待ハイリスク者や児童虐待を把握した際の連携を促進します。また、スクールソーシャルワーカーの配置拡大や、母子健康手帳の交付や健診を通じた妊娠期からの切れ目ない支援を図ることで、虐待予防に努めます。
<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要保護児童対策地域協議会による情報交換や支援内容の協議及びその実施</li> <li>・ 子育て世代包括支援センター事業などによる虐待の早期発見及び虐待防止</li> </ul>			
3	地域における虐待早期発見のための啓発推進	子育て支援課 福祉課 長寿支援課	パンフレットやポスター、ホームページなどを活用して、児童をはじめとするすべての人への虐待の防止の啓発を行い、地域での早期発見・早期支援に努めます。また、各事業所や行政職員向けに研修会を行い、虐待防止に向けた職員のスキルアップを図ります。
<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待防止の共通パンフレットの作成・配布・研修会の実施</li> <li>・ 児童虐待防止推進の啓発（のぼり旗の設置、啓発マグネット、啓発ジャンパー着用）</li> <li>・ ボランティアの育成</li> </ul>			



No.	事業名	担当課	内容
	いじめ・不登校の児童に対する心のケアの推進	教務課 子育て支援課	いじめ・不登校の未然防止や早期発見のために、小郡市いじめ問題対策連絡協議会の実施やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を行い、情報共有や各学校のいじめ・不登校対策への支援を行います。また、児童・生徒へ向けて、相談メール「あのね」の周知を図ります。
4	<b>具体的事業</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置</li> <li>・ 小郡市いじめ問題対策連絡協議会の開催</li> <li>・ 小郡市いじめ問題等対策委員会の開催</li> <li>・ 小郡市いじめ防止対策審議会の開催</li> <li>・ 教育相談の実施</li> <li>・ 不登校児童生徒への学習支援・復帰支援の実施</li> <li>・ 子ども専用メール「あのね」の活用</li> <li>・ 小郡市教育センター、適応指導教室「りんく小郡」の機能強化</li> </ul>		

## (2) 乳幼児教育・保育、学校教育の充実

No.	事業名	担当課	内容
1	乳幼児教育・保育の充実及び質の向上	教務課 子育て支援課 保育所・幼稚園課	環境を通して行う教育・保育を基本とし、豊かな資質、能力を育むため、家庭、保育所(園)、幼稚園など関係機関で連携して乳幼児教育・保育を推進するとともに、保幼小の円滑な接続のため、アプローチカリキュラム及びスタートカリキュラムの情報発信の充実を図ります。また、保育所(園)、幼稚園、小学校の職員の質の向上を目指し、交流及び連携の推進を図ります。
	<b>具体的事業</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保幼小合同研修会</li> <li>・ 保育士・幼稚園教諭に対する研修会</li> </ul>		
2	教職員などの資質の向上	教務課	多様化、複雑化するいじめ・不登校・配慮を要する幼児・児童・生徒などのケースや性の多様性に配慮し、柔軟に対応できる教職員の育成のため、情報提供や研修の場の提供などの支援を行い、いじめ・不登校の早期発見・早期対応・早期解消と未然防止、特別支援教育の充実を図ります。

No.	事業名	担当課	内容
3	確かな学力の育成	教務課	「生きる力」を支える「確かな学力」の確立のため、教職員の知識・技能・思考力・判断力・表現力などの育成に努めます。今後は、小郡市学力向上プランに基づき、9か年で学力を育む小中連携した学力向上プランの作成を目指します。
4	特別な配慮の必要な子への学びの支援	教務課 図書課 子育て支援課 保育所・幼稚園課	一人ひとりの特性にあった教育・保育の充実を図ります。特別な配慮の必要な乳幼児・児童・生徒については、職員の加配、発達支援に関わる関係機関との連携を行うなど、きめ細やかな対応を行います。
	<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別な配慮の必要な幼児・児童・生徒に対する教育支援（幼児ことばの教室、おおはら教室・ことばの教室）</li> <li>・ 障がいに応じた図書の提供と利用支援（マルチメディアデージー、布の絵本、さわる絵本、点字絵本など）</li> <li>・ 特別支援教育支援員の配置</li> <li>・ ふくおか就学サポートノートの利用</li> <li>・ 加配職員の配置</li> </ul>		
5	教育相談体制の充実	教務課	学校生活などで児童生徒を取り巻くさまざまな問題について、保護者からの相談に対応します。また、児童生徒が抱える心の問題に対して、早い段階から対応・支援を行うために、スクールカウンセラーなどを派遣し、専門的な立場から相談に応じます。近年、児童・生徒や保護者からの相談が増加傾向にあるため、スクールカウンセラーの配置充実に努めます。
	<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育相談室の実施</li> <li>・ スクールカウンセラー活用事業の充実</li> </ul>		

No.	事業名	担当課	内容
6	国際・情報・福祉教育の充実	教務課 総務広報課	国際理解の促進を図るため、小学校における英語教育の指導体制を強化するとともに、市民を対象とした国際理解講座への児童生徒の参加促進を図ります。 情報教育については、ICTの活用の推進を図るため、先進地域や情報モラルなどに関する情報を学校へ提供します。
	<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国語指導助手（ALT）の活用</li> <li>・ 講座の開催などによる国際理解事業の推進</li> <li>・ ICT環境の整備</li> <li>・ 情報リテラシー向上に向けた情報教育の推進</li> <li>・ 福祉体験学習の促進</li> </ul>		
7	命をまもる 防災教育の推進	子育て支援課 教務課 防災安全課 保育所・幼稚園課 子ども育成課	避難計画に基づいた保育所（園）・学校などで避難訓練や、出前講座などによる防災に関する啓発・教育を実施します。また、学校と地域間の連携強化や防災に向けた取り組みの統一・共通化を図ります。
	<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災に関する出前講座の実施</li> <li>・ 避難確保計画の作成支援</li> <li>・ 小郡市地域防災計画、小郡市災害発生時の職員初動マニュアルの見直し、各部局での水害タイムラインの作成</li> <li>・ 防災に関する職員研修の実施</li> <li>・ 避難訓練の実施</li> </ul>		

### (3) 人権教育・啓発の推進

No.	事業名	担当課	内容
1	人権・同和教育の推進	人権・同和教育課 子ども育成課	<p>第2次小郡市人権教育・啓発基本計画に基づき、子どもの発達段階に応じた適切な人権・同和教育の推進を学校と連携して図り、「人権のまちづくり」との連携のもと、住民と一体となった人権啓発に努めます。子どもたちが、自らの未来を切り拓くための「生きる力」として、「基礎基本の力」と「自学自習の力」の確立を目的とした学び場支援事業に取り組み、さまざまな背景を持つ子どもたちを含め、誰でも参加できる環境整備に努めます。</p> <p>また、人権作文・詩・標語・ポスターの募集を通し、啓発を行います。</p> <p>学び場支援事業については、国の「新・放課後子ども総合プラン」を活用し、放課後児童クラブ（学童保育所）等と連携した事業を継続推進していきます。</p>
<b>具体的事業</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権のまちづくり」との連携</li> <li>・子どもたちを対象とした、人権学習の推進と人権作文・詩・標語・ポスターの募集と活用</li> <li>・学校との連携による、児童・生徒の人権意識高揚の取り組み</li> <li>・保護者啓発の推進</li> <li>・学び場支援事業の充実</li> </ul>			

#### (4) 子どもの貧困対策の充実

No.	事業名	担当課	内容
1	教育・学習支援の充実	教務課 子育て支援課 人権・同和教育課	学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、児童生徒一人ひとりに対するきめ細やかな指導に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーの活用や福祉関連機関との連携を強化します。また、「人権のまちづくり」や「学び場支援事業」など、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを行うことなどにより、総合的に対策を推進します。
	<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールソーシャルワーカーの配置</li> <li>・スクールカウンセラーの配置</li> <li>・地域スクールサポーター事業の推進</li> <li>・学び場支援事業      ・不登校親の会</li> <li>・ひとり親家庭の学習支援</li> <li>・子どもの居場所づくり</li> </ul>		
2	困難を抱える子育て家庭への生活支援の充実	子育て支援課 教務課 福祉課 健康課	相談体制を充実するとともに、困難を抱える子育て家庭への養育支援や住環境の整備などにより生活支援を推進します。さらに、食育の推進により子どもの食生活の見直しや健康増進を図ります。
	<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子・父子自立支援員への相談</li> <li>・養育支援訪問事業</li> <li>・子育て短期支援事業</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>・子ども総合相談センターと子育て世代包括支援センターの連携</li> <li>・生活困窮者の自立にむけて自立相談支援や家計相談支援などを実施</li> <li>・子どもと一緒に利用できる母子生活支援施設への入所支援</li> <li>・ようこそ赤ちゃん教室での食育の講話や離乳食教室での啓発</li> </ul>		

No.	事業名	担当課	内容
3	保護者への就労支援の充実	子育て支援課 福祉課 保育所・幼稚園課 子ども育成課	特に、ひとり親家庭の保護者に対して、ひとり親サポートセンターなどの専門機関との連携による就労相談を行うほか、安定した就労機会の確保のため、資格取得の支援を推進します。また、就労を希望する家庭が安心して就労できるよう、保育施設や放課後児童クラブ（学童保育所）の受け入れ確保にも努めます。
	<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援教育訓練給付金事業の実施</li> <li>・ 高等職業訓練促進給付金事業の実施</li> <li>・ ひとり親サポートセンター就労支援</li> <li>・ 保育施設や放課後児童クラブ（学童保育所）の受け入れ確保</li> <li>・ 生活困窮者自立支援事業      ・ 家計改善相談事業</li> </ul>		
4	困難を抱える子育て家庭への経済的支援の充実	子育て支援課 子ども育成課 保育所・幼稚園課 教務課	困難を抱える子育て家庭に対して、各種支援施策を活用し、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。
	<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業</li> <li>・ 保育料軽減措置の継続</li> <li>・ 児童手当、児童扶養手当、就学援助費など</li> <li>・ ひとり親に対するファミリー・サポート利用料負担軽減</li> </ul>		
5	切れ目のない支援及び地域との連携強化	子育て支援課 健康課 教務課 福祉課	子ども総合相談センター、子育て世代包括支援センターが関係課、関係機関・団体と連携し、成長段階に応じた切れ目のない支援に取り組めます。
	<b>具体的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>・ 乳幼児健診時の臨床心理士などによる相談</li> <li>・ 利用者支援による相談事業      ・ 教育相談室の実施</li> <li>・ スクールカウンセラー活用事業の充実</li> <li>・ 子ども総合相談センターと子育て世代包括支援センターの連携</li> <li>・ 子どもの居場所づくり活動団体の支援</li> <li>・ 民生委員・児童委員及び主任児童委員との連携</li> </ul>		



## 1 教育・保育の提供区域

### 《国の考え方》

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

本市の「教育・保育提供区域」については、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズに柔軟に対応できるように、教育・保育提供区域を1区域（全市）とします。

## 2 子ども・子育て支援給付

### 《量の見込みの考え方》

計画期間中の人口推計、ニーズ調査結果、各事業の利用実績などを勘案し、設定しました。確保方策については、量の見込みに対応できる受け皿確保を目指し、利用可能な施設型給付と地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の合計（利用）定員を勘案しながら設定しました。

### 《確保方策の考え方》

教育の定員数については、令和元年度現在、845名（公立幼稚園1園、私立幼稚園3園）の提供体制があり、令和2～6年度の見込み量を概ね満たすことが可能です。

保育の定員数については、令和元年度現在、1,177名（公立保育所3園、私立保育所10園、小規模保育所2園）の提供体制があります。令和2年度に私立幼稚園1園が認定こども園に移行（1号207名、2・3号138名）、私立保育所1園が定員20名増加を予定しています。今後も必要に応じて、既存の保育所、小規模保育所と協力し、施設の更新・増改築に対する助成を行い、合わせて保育士確保を推進し、保育の受け入れ確保に努めます。また、幼稚園での預かり保育の充実や企業主導型保育事業との連携なども検討していきます。

量の見込みや確保方策については、児童人口の減少が見込まれ、これに伴い量の見込みも減少傾向を見込んでいます。その一方で、幼児教育・保育の無償化の影響や子育て世代の就労状況の変化など量の見込みに係る不確定要因があり、今後、想定外の著しい変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

## (1) 1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの

施設：幼稚園、認定こども園

単位：人 ※実人数	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
利用実績値	871	802	861	865

単位：人 ※実人数		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み(a)		550	540	526	523	528
確保 方策 (b)	特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園)	387	507	507	507	507
	うち認定こども園	207	207	207	207	207
	確認を受けない幼稚園	335	182	182	182	182
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	125	68	68	68	68
※過不足分 (b)-(a)		297	217	231	234	229

### ※ 上記の「過不足分(b)-(a)」の数字について

この項目における量の見込みには、「教育利用希望の強い2号認定」(幼稚園で預かり保育の利用を希望する子ども)が含まれていません。これに該当する子どもを加えると「過不足(b)-(a)」は、次のようになります。

単位：人 ※実人数	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
過不足分 (b)-(a)	71	-5	15	20	12



## (2) 2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の就労又は疾病などで家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

施設：保育所（園）、認定こども園

単位：人 ※実人数	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
利用実績値	691	685	709	732

単位：人 ※実人数		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み(a)		849	834	813	808	816
(※1) 教育利用希望の強い2号認定(a')		226	222	216	214	217
確保 方策 (b)	特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	768	770	770	770	770
	うち認定こども園	108	108	108	108	108
(※2) 過不足分 (b)-{(a)+(a')}		-307	-286	-259	-252	-263

(※1) 「教育利用希望の強い2号認定(a')」は、幼稚園を利用している2号認定の人数を指す。

### (※2) 上記の「過不足分(b)-{(a)+(a')}」の数字について

この項目における量の見込みには、「教育利用希望の強い2号認定」（幼稚園で預かり保育の利用を希望する子ども）が含まれています。これに該当する子どもを除くと「過不足(b)-(a)」は、次のようになります。

単位：人 ※実人数	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
過不足分 (b)-(a)	-81	-64	-43	-38	-46

### (3) 3号認定（0歳児）

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の就労又は疾病などにより家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

施設：保育所（園）、認定こども園、小規模保育など

単位：人 ※実人数	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
利用実績値	126	122	138	152

単位：人 ※実人数		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み(a)		143	142	141	139	137
確保 方策 (b)	特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	125	131	131	131	131
	うち認定こども園	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	8	8	8	8	8
	小規模保育	8	8	8	8	8
	家庭的保育	0	0	0	0	0
	居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
	事業所内保育	0	0	0	0	0
	過不足分 (b)-(a)	-10	-3	-2	0	2

#### (4) 3号認定（1・2歳児）

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の就労又は疾病などにより家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

施設：保育所（園）、認定こども園、小規模保育など

単位：人 ※実人数	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
利用実績値	400	405	403	455

単位：人 ※実人数		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み(a)		424	440	438	429	419
確保 方策 (b)	特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	391	403	403	403	403
	うち認定こども園	30	30	30	30	30
	特定地域型保育事業	23	23	23	23	23
	小規模保育	23	23	23	23	23
	家庭的保育	0	0	0	0	0
	居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
	事業所内保育	0	0	0	0	0
	過不足分 (b)-(a)	-10	-14	-12	-3	7

### 3 地域子ども・子育て支援事業

#### (1) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センター（5か所）において、育児相談や情報提供、講演会などを行っています。

単位：人回／月 ※年間延べ利用回数	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
利用実績値	2,110	2,455	1,617	1,717

単位：人回／月（※延べ利用回数）、か所	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み(a)	1,849	1,900	1,885	1,850	1,808
確保方策(か所)	5	5	5	5	5

#### (2) 時間外保育事業（延長保育事業）

通常保育を利用する家庭を対象に、通常保育時間帯を超えて保育を必要としている児童の保育を行います。

単位：人 ※実人数	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
利用実績値	484	495	541	510

単位：人 ※実人数	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み(a)	533	543	542	544	550
確保方策(b)	533	543	542	544	550
過不足分 (b)-(a)	0	0	0	0	0

### (3) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼稚園において、通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に行う預かり保育の事業です。

---

単位：人日／年 ※年間延べ利用人数	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
利用実績値	20,388	14,584	15,140	15,691

単位：人日／年 ※年間延べ利用人数	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み(a)(1号認定)	3,366	3,477	3,588	3,699	3,810
量の見込み(a')(2号認定)	13,433	13,875	14,318	14,760	15,203
確保方策(b)	16,799	17,352	17,906	18,459	19,013
過不足分 (b)-{(a)+(a')}	0	0	0	0	0

#### (4) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）

##### 【一時預かり事業】

普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れの解消などを目的に、一時的に認可保育所（園）で児童を保育します。

##### 【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）】

地域において子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助を行いたい人（協力会員）からなる会員組織により育児の相互援助活動を行います。

##### 【子育て短期支援事業（トワイライトステイ）】

保護者が仕事などで恒常的に帰宅が夜間に及ぶ時や休日に不在で、家庭において児童に対する生活指導や家事の面で困難を生じている時に、児童養護施設などで児童に対する生活指導や食事の提供を行います。

単位：人日／年 ※年間延べ利用人数	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
利用実績値	637	478	588	720	580

単位：人日／年 ※年間延べ利用人数		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み(a)		744	737	726	724	726
確保 方策 (b)	合計	750	752	754	755	752
	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	500	500	500	500	500
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	250	252	254	255	252
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
過不足分 (b)-(a)		6	15	28	31	26

(5) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【病児・緊急対応強化事業】

児童の病気回復期で、保育所（園）などでの集団保育が困難であり、保護者が就労の都合などにより家庭で育児ができない場合、一時的に子どもを預かります。

単位：人日／年 ※年間延べ利用人数	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
利用実績値	137	152	184	309	493

単位：人日／年 ※年間延べ利用人数		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み(a)		484	485	477	471	469
確保 方策 (b)	合計	484	485	477	471	469
	病児保育事業	484	485	477	471	469
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	0	0	0	0	0
過不足分 (b)-(a)		0	0	0	0	0

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【就学児】

地域において子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助を行いたい人（協会員）からなる会員組織により育児の相互援助活動を行います。

単位：人日／年 ※年間延べ利用人数	2017年度	2018年度
利用実績値	104	132

単位：人日／年 ※年間延べ利用人数		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み(a)		129	130	131	132	130
確保方策(b)		129	130	131	132	130
過不足分 (b)-(a)		0	0	0	0	0

## (7) 放課後児童健全育成事業

保護者が日中就労などのために家庭にいない小学生を、放課後などに放課後児童クラブ(児童保育所)で預かり、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

単位：人 ※実人数		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
利用実績値	合計	514	523	524	536	540	664
	1年生	177	200	190	183	181	229
	2年生	177	153	173	176	180	173
	3年生	131	148	131	148	138	155
	4年生	17	8	21	17	29	76
	5年生	11	8	5	10	6	22
	6年生	1	6	4	2	6	9

単位：人 ※実人数		2020年度※	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の 見込み (a)	合計	650	674	694	687	662
	1年生	206	202	220	202	185
	2年生	186	188	183	198	181
	3年生	140	155	155	150	161
	4年生	89	97	103	102	98
	5年生	23	22	24	26	25
	6年生	6	9	9	10	10
確保方策(b)	合計	760	760	760	760	760
過不足分 (b)-(a)		70	46	26	33	58

※2020年度の量の見込み数値は、2019年度2月時点の次年度利用申込者数を記載しています。



## (8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病やその他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う必要な保護を行います。

単位：人日／年 ※年間延べ利用人数	2016年度	2017年度	2018年度
利用実績値	13	31	15

単位：人日／年 ※年間延べ利用人数	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み(a)	20	20	19	19	19
確保方策(b)	20	20	19	19	19
過不足分 (b)-(a)	0	0	0	0	0

## (9) 利用者支援事業（基本型・特定型）

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所（園）での教育・保育や、一時預かりなどの地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談や情報提供などの支援を身近な場所で行います。

単位：か所		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み		1	1	1	1	1
確保 方策	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	0	0	0	0

## (10) 利用者支援事業（母子保健型）

保健師などの専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦などからのさまざまな相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービスなどの情報提供を行います。

単位：か所		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み		1	1	1	1	1
確保方策		1	1	1	1	1

## (11) 妊婦健康診査

妊娠中に必要な健康診査を受診できるように援助し、妊娠中の経過を見守るとともに、異常の早期発見・早期治療につなげます。

単位：人/年 ※年間延べ利用人数	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
利用実績値	4,962	4,731	4,777	4,569	4,303

単位：人/年 ※年間延べ利用人数	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	4,499	4,468	4,417	4,366	4,305
確保方策	健康課にて実施				

## (12) 乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦・新生児訪問指導事業）

乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。

単位：人/年 ※実人数	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
利用実績値	430	373	394	398	351

単位：人/年 ※実人数	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	376	373	369	365	360
確保方策	健康課にて実施				

## (13) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した子どもの養育において、支援の必要があると判断した家庭に対し、乳幼児養育支援員などによって継続的に家庭を訪問し、養育に関する指導や援助などを行います。

単位：人/年 ※実人数	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
利用実績値	3	7	6	9	2

単位：人/年 ※実人数	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	9	9	9	9	9
確保方策	子育て支援課にて実施				



## 1 計画の推進体制

### (1) 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、家庭や地域がそれぞれの役割のもとに、協力・連携しながら取り組むことが重要です。本計画の推進にあたっては、以下のような役割が十分に認識され、計画が実現されるよう取り組んでいきます。

<b>行政</b>	本計画の施策を推進するために、関係課長などを対象とした「計画推進会議」、関係係長など実務者を対象とした「計画プロジェクト会議」を行い、庁内各課が緊密な連携を図ることで全庁的に取り組み、地域ぐるみの子育て支援を促進します。
<b>家庭</b>	子育ての第一義的な責任は保護者にあり、家庭は子どもにとって一番大切な場所です。愛情を持ち、さまざまな人の協力を得ながらその育ちを支え、子どもの成長とともに親自身も成長していく場となることが求められます。
<b>地域</b>	近所の子どもとあいさつを交わす、登下校中の子どもの安全を気づかうなど、住民一人ひとりが子どもや子育て家庭を温かく見守りながら、近所や子育て家庭同士がお互いに助け合えるような地域づくりを進めることが期待されます。

### (2) 情報提供・周知

本市ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法などを子育て支援事業ガイドや広報紙、市のホームページなどを活用して周知するなど市民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービスなどの情報を、広報紙やインターネット、パンフレットなどの作成・配布などを通じて、市民への周知・啓発に努めます。

### (3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育所（園）や幼稚園などの施設、地域子ども・子育て支援事業などが円滑に供給される必要があります。その中で、教育・保育の広域利用など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

## 2 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設の状況や事業の進捗状況を把握・評価し、その結果については、子ども・子育て会議に報告していきます。



## 1 用語解説

### ■あ行

<p><b>アンビシャス広場</b></p>	<p>「地域で遊ぶ子どもの姿を取り戻そう」の合言葉のもと、地域の大人が見守る子どもたちの居場所として奨励している事業（福岡県）。放課後や休日、アンビシャス広場へ行くと、さまざまな年齢の友達や地域の大人と一緒に遊んだり、学習をしたり、さまざまな経験やふれあいをすることができる。</p>
<p><b>育児休業</b></p>	<p>働いている人が、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は最長で2歳）に達するまでの間、子どもを養育するために取得できる休業のこと。</p>

### ■か行

<p><b>家庭教育</b></p>	<p>親や、これに準ずる人が子どもに対して行う教育のことで、すべての教育の出発点となるもの。乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うもので、人生を自ら切り拓いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力を培われるものとされている。</p>
<p><b>教育・保育施設</b></p>	<p>「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、「児童福祉法」に規定する保育所をいう。</p>

<p><b>合計特殊出生率</b></p>	<p>人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。</p>
<p><b>子育て世代包括支援センター</b></p>	<p>主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点のこと。</p>
<p><b>子ども・子育て関連3法</b></p>	<p>「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。</p>

■ さ行

<p><b>次世代育成支援対策推進法</b></p>	<p>次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成27年までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日から施行されている法律のこと。</p>
<p><b>児童発達支援</b></p>	<p>集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の支援を行うもの。 児童発達支援には、児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」がある。</p>

<b>情報リテラシー</b>	<p>インターネットの普及により情報が何でも容易に得られるような環境の中で、自分が必要とする情報を的確に収集したり、適切に情報を発信したりできるようになるなど、情報を適切に扱える能力をいう。</p>
<b>食育</b>	<p>平成17年7月に施行された「食育基本法」に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「さまざまな経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。</p>
<b>出生率</b>	<p>一定人口に対するその年の出生数の割合。人口1,000人あたりの年間出生児数の割合をいう。</p>
<b>スクールソーシャルワーカー</b>	<p>学校だけでは対応が困難な事例等に対して、関係機関と調整・連携を図りながら、子どもを取り巻く環境の改善を図るため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒や保護者の相談に応じたり、福祉機関等とのネットワークを活用して援助を行う専門家。</p>

## ■ た行

<b>男女共同参画社会</b>	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。</p>
-----------------	--

<p><b>地域子ども子育て支援事業</b></p>	<p>子ども・子育て支援法第 59 条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。</p>
<p><b>特別支援教育</b></p>	<p>障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。</p>

■ **な行**

<p><b>認定こども園</b></p>	<p>幼稚園と保育所（園）の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設のこと、以下の4つのタイプがある。</p> <p>①幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所（園）とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ。</p> <p>②幼稚園型：認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。</p> <p>③保育所（園）型：認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。</p> <p>④地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。</p>
----------------------	---



## ■は行

<p><b>バリアフリー</b></p>	<p>障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差等を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。</p>
<p><b>ブックスタート</b></p>	<p>「絵本」を抱っこされながら読んでもらうことで、赤ちゃんが人と一緒にいるぬくもりを感じながら、優しく語りかけてもらう時間をもつことを応援する運動。</p>
<p><b>フレックスタイム制</b></p>	<p>労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度。</p>

## ■ま行

<p><b>マルチメディアデイズ</b></p>	<p>パソコンを使用した音声図書の一つ。音声とその部分のテキストや画像等がシンクロナイズ（同期）して出力されるため、LD（学習障害）等の発達障害や弱視等の視覚障害、その他の障がいのある人等、さまざまな人が読書を楽しむことができる。</p>
<p><b>メディア・リテラシー</b></p>	<p>メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。青少年の育成においては、流れてくる情報の良し悪しや意図するところを理解し、情報に流されない主体的なあり方が望まれる。</p>

## ■ や行

<b>ユニバーサルデザイン</b>	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人がわかりやすく、利用可能であるようにデザインされた製品、建物、空間を指す。
<b>要保護児童</b>	児童福祉法第6条において定められる、「保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」及び「保護者のない児童」を指す（被虐待児童・非行児童・孤児等）。

## ■ ら行

<b>療育</b>	発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。
-----------	---

## 2 小郡市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 21 日  
条例第 28 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、小郡市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を審議するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議の委員は、15 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・健康部子育て支援課において処理する。

(平 30 条例 16・一部改正)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日条例第 16 号)

この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

### 3 小郡市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏名	所属団体名など
委員長	迫本 幸二	西南学院大学
委員	末次 由美	小郡市民生委員児童委員協議会
委員	山下 嘉成 (交代前)	小学校長会代表
	渡邊 正則 (交代後)	
委員	組坂 幸喜	九州大谷短期大学
副委員長	梶原 潔	小郡市保育協会代表
委員	大石 悦子	幼稚園長代表
委員	能塚 治一郎	小郡市社会福祉協議会
委員	岸 良至	自立支援協議会子ども育成部会事業者代表
委員	飯田 悦子	シルバーママサービス
委員	鈴木 圭一 (交代前)	小郡市学童保育所連絡協議会
	古賀 弘文 (交代後)	
委員	篠原 博秋	小郡市小学校PTA連絡協議会代表
委員	樺島 幸一	公募 (子育て支援ボランティア等)
委員	廣田 恵美	公募 (保育所 (園) 保護者代表)
委員	勢嶋 由起子	公募 (幼稚園保護者代表)
委員	山本 津多恵	公募 (子育て世代保護者代表)

#### 4 小郡市子ども・子育て会議開催経過

	開催内容	開催年月日
第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども・子育て支援事業計画の概要</li> <li>○子育てを取り巻く国の動向及び子どもの貧困対策計画について</li> <li>○計画策定フロー・スケジュール</li> <li>○子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に伴うニーズ調査案について</li> </ul>	平成31年 1月15日
第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども・子育て支援事業計画進行管理に伴う調査結果について</li> <li>○小郡市子ども・子育て支援事業計画（第1期）の見直しについて</li> <li>○子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に伴うニーズ調査結果について</li> </ul>	平成31年 3月25日
第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「小郡市子ども・子育て支援事業計画（第2期）」の策定に向けて</li> <li>○子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定に伴うニーズ調査結果について</li> <li>○計画策定に係る団体ヒアリングについて</li> <li>○計画策定に係るワークショップについて</li> </ul>	令和元年 5月29日
第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画（第2期）骨子案について</li> <li>○計画（第2期）における量の見込みについて</li> </ul>	令和元年 9月4日
第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画（第1期）事業評価及び計画（第2期）（案）について</li> <li>○ワークショップ（子育てCafé）の報告</li> <li>○計画（第2期）における量の見込みに対する確保方策について</li> </ul>	令和元年 10月17日
第6回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小郡市子ども・子育て支援事業計画（第2期）案について</li> <li>○パブリック・コメントの実施について</li> </ul>	令和元年 12月19日
第7回 (開催 中止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小郡市子ども・子育て支援事業計画（第2期）案について</li> <li>○パブリック・コメントの結果について</li> </ul> <p>※第7回会議は、新型コロナウイルス感染症対策のため開催中止。 後日、文書により小郡市子ども・子育て支援事業計画（第2期）案について承認。</p>	令和2年 2月27日 (開催中止)

## 小郡市子ども・子育て支援事業計画（第2期）

発行年月 令和2年3月

発行 福岡県 小郡市

編集 小郡市 子ども・健康部 子育て支援課

〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255-1

TEL : 0942-72-2111 / FAX : 0942-73-4466